

平成26年第1回定例会

# 長柄町議会会議録

平成26年 3月5日 開会

平成26年 3月14日 閉会

長柄町議会

## 平成26年長柄町議会第1回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月5日)	
○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	5
○開会及び開議の宣告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○一般質問	7
篠原貞夫君	8
本吉敏子君	10
大岩芳治君	19
池座輝美君	27
山根義弘君	34
○議案第1号、議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
○議案第4号、議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
○議案第7号、議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
○議案第12号、議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	61

○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	63
○議案第14号～議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
○議案第20号～議案第25号の上程、説明、質疑、委員会付託	80
○休会の件	95
○散会の宣告	95

## 第 2 号 (3月14日)

○議事日程	97
○出席議員	97
○欠席議員	97
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	97
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	98
○開議の宣告	99
○諸般の報告	99
○議案第20号～議案第25号の委員長報告、質疑、討論、採決	99
○閉議及び閉会の宣告	106
○署名議員	109

長柄町告示第1号

平成26年長柄町議会第1回定例会を次のとおり招集する。

平成26年1月27日

長柄町長 成 嶋 尚 武

1 期 日 平成26年3月5日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	本 吉 敏 子 君	2 番	池 座 輝 美 君
3 番	山 崎 悦 功 君	4 番	星 野 一 成 君
5 番	山 根 義 弘 君	6 番	月 岡 清 孝 君
7 番	古 坂 勇 人 君	8 番	吉 原 成 君
9 番	大 岩 芳 治 君	10 番	神 崎 好 功 君
11 番	篠 原 貞 夫 君	12 番	関 民之輔 君

不応招議員（なし）

## 平成26年長柄町議会第1回定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成26年3月5日(水曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 1号 長柄町職員の再任用に関する条例の制定について  
議案第 2号 長柄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3号 長柄町公共施設整備等基金条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5号 長柄町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6号 長柄町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 7号 長柄町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 8号 長柄町設置型浄化槽整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 9号 長柄町都市農村交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第10号 変更契約の締結について  
(長柄町道1002号線・市原市道118号線 道路改良工事)
- 日程第12 議案第11号 変更契約の締結について  
(長柄町地上デジタル放送無線共聴施設設置事業)
- 日程第13 議案第12号 町道路線の認定について  
議案第13号 町道路線の廃止について
- 日程第14 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつ

いて

- 日程第15 議案第14号 平成25年度長柄町一般会計補正予算(第6号)  
議案第15号 平成25年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)  
議案第16号 平成25年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)  
議案第17号 平成25年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第3号)  
議案第18号 平成25年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第19号 平成25年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第20号 平成26年度長柄町一般会計予算  
議案第21号 平成26年度長柄町国民健康保険特別会計予算  
議案第22号 平成26年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算  
議案第23号 平成26年度長柄町介護保険特別会計予算  
議案第24号 平成26年度長柄町浄化槽事業特別会計予算  
議案第25号 平成26年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第17 休会の件

---

出席議員(12名)

1番	本吉敏子君	2番	池座輝美君
3番	山崎悦功君	4番	星野一成君
5番	山根義弘君	6番	月岡清孝君
7番	古坂勇人君	8番	吉原成君
9番	大岩芳治君	10番	神崎好功君
11番	篠原貞夫君	12番	関民之輔君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	成嶋尚武君	副町長	鈴木誠一君
総務課長	田中武典君	住民課長	齊藤洋一君
事業課長	池上了次君	会計管理者	松本昌久君
総務企画班長	蒔田功君	財政管財班長	内藤文雄君

税 務 班 長	若 菜 聖 史 君	保 險 住 民 班 長	川 島 修 君
健 康 福 祉 班 長	石 井 正 信 君	産 業 振 興 班 長	森 田 孝 一 君
地 域 整 備 班 長	白 井 浩 君	教 育 長	佐 川 和 弘 君
教 育 課 長 兼 学 校 教 育 食 給 一 長 班 長 兼 セ ン タ ー 長	白 石 延 弘 君	生 涯 学 習 班 長 兼 公 民 館 長	中 村 正 隆 君
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	森 田 孝 一 君		

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	小 林 敬 二	議 会 書 記	若 菜 弘 志
-------------	---------	---------	---------

---

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（関 民之輔君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりをいただきましてご苦労さまでございます。

傍聴の皆様にはご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。

地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、これより平成26年長柄町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（関 民之輔君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により議長より指名いたします。

7番 古 坂 勇 人 君

8番 吉 原 成 君

を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（関 民之輔君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から14日までの10日間をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から14日までの10日間に決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（関 民之輔君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書並びに定期監査報告書が提出されました。印刷してお手元にお配りしてございますので、ご了承ください。

また、去る2月7日に行われました第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、平成26年度予算が全員の賛同をもって可決されましたので、ご報告いたします。広域連合予算書をお手元にお配りしてございますので、ご了承ください。

また、去る2月25日に行われました長生郡市広域市町村圏組合議会第1回定例会において、平成26年度予算が全員の賛同をもって可決されましたので、ご報告いたします。組合予算書をお手元にお配りしてございますので、ご了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎一般質問

○議長（関 民之輔君） 日程第4、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従いこれを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますよう、また通告以外のことは答弁されませんので、ご了承ください。

なお、一般質問においての再質問は2回までで終わりますようご協力をお願いいたします。では、会議規則第61条の規定により順次発言を許します。

---

◇ 篠原貞夫君

○議長（関 民之輔君） 11番、篠原貞夫君。

○11番（篠原貞夫君） 11番、篠原貞夫でございます。

先ほども黙禱しましたけれども、東日本大震災から間もなく3年目を迎えようとしております。我々も3年前、この議場におきましてあの大きい揺れを経験しております。犠牲になられた多くの御霊に改めて哀悼の意をささげ、震災の爪跡が早く消えることを切に願うばかりです。長柄町においても被災地に職員を派遣するという事で、わずかではあります但し肩の荷が軽くなったかなと感じます。

それでは、通告の趣旨に沿って質問させていただきます。

まず最初に、成嶋町長町政3期12年の総括についてお聞きします。

成嶋町長におかれましては、3期12年の長きにわたって長柄町行政のかじ取りを担っていただき、その功績は多くの町民が認めるどころと信じております。今もなお本町の目標とする将来像を描き、その実現のために必要な施策の大綱を掲げるとともに、基本となる総合的かつ計画的な町づくりや住民の福祉向上を図っています。私は、個別の施策展開において成嶋町長でなければなし得なかった事業が多々あったと確信します。「水が輝き、緑が輝き、そして笑顔輝くヒューマンリゾートながら」を理念とし、みんなが互いに支え合う温かい町になるようにと町づくりをしてきた、それが成嶋町長であると思います。

そこで、12年間を振り返り、成嶋町長町政の総括についてどのように考えているのかお伺いします。

2番目に、今後の町づくりの所見についてお伺いします。

長柄町には特別際立ったものはありませんが、自然環境、ふるさとの味、グリーンツーリズム、祭り、イベント、史跡文化財など魅力的なものがたくさんあります。長柄町の将来像である「水が輝き、緑が輝き、そして笑顔輝くヒューマンリゾートながら」の実現に向けて、住民の共助により未来が輝く町づくりを目指すことから、これからは大きな財産になっていくことでしょう。このようなことから、間もなく長柄町合併60周年の節目を迎えるに当たり、成嶋町長町政3期の総括とあわせて今後の町づくりをどのように考えるのかお聞きします。

3番目に、今後の行政運営に対する進退についてお伺いします。

行政が背負った住民の福祉向上という道のりは終着点がありません。行政は日々進化・改革が必要です。そのためには安定的な継続性が求められると思います。成嶋町長町政3期12年の実績を評価するなら、そのような観点からも引き続き行政運営を担うべきと考えていますが、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） 答弁願います。

町長、成嶋尚武君。

○町長（成嶋尚武君） 皆さん、おはようございます。

傍聴人の皆様方には、早朝よりご苦労さまでございます。

それでは、篠原議員のご質問にお答えをいたします。

私に関しての質問でございますが、ただいま篠原議員から身に余るお言葉を頂戴いたしました。もとより浅学非才の身であります。町民の皆様方と手を携えて、健康で安心して暮らしていける町づくりを基本理念に、3期12年町政を担当させていただきました。この間、悲願の中学校統合、小学校の統合、こども園の開設などに取り組んでまいりましたが、私の原点は、子供から高齢の先輩方まで全ての人の一つの長柄であります。日々成長していく子供たちに触れるたびに、いつもやらせていただいたかいがあったなど、このように思っております。ここから長柄にしかない長柄らしさを育てていただきたいと思います。これら全て議会を初め町民の皆様、そして職員の皆様方のご支援、ご協力の賜と衷心より感謝を申し上げます。

また、引き続き町政をとのご質問ですが、残された任期を全力で全うするとともに、古希を迎えるこの任期を区切りとしたいと、このように考えております。今後の町づくりについては、恵まれた自然と誇るべき伝統を大切に、将来を担う子供たちの視点から進めていただきたいと思います。これまでのご支援、ご協力に対し、心から感謝を申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（関 民之輔君） 11番、篠原貞夫君。

○11番（篠原貞夫君） ただいま今後の行政運営に対する進退については今期限りで引退とのご答弁をいただきました。誠に残念ですが、成嶋町長の意を鑑みれば仕方のないことかなというふうにも思います。

私は、成嶋町長町政3期12年において、数々の偉業は成嶋町長を初め、役場職員的一致団

結があればこそ成し遂げられたことと思います。また、ここに至るまでの間には言葉では表しきれないほどの大変な重圧と心労辛苦があっただろうと思います。

まだ残り半年あるわけですが、長柄町議会議員を代表して、この場をおかりしてねぎらいの意とともに感謝の意を表したいと思います。どうもありがとうございます、ご苦労さまでございました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（関 民之輔君） 以上で篠原貞夫君の質問を終わります。

---

#### ◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（関 民之輔君） 次に、1番、本吉敏子君。

○1番（本吉敏子君） 皆様、おはようございます。1番、本吉敏子です。

ここ数年、局地的な豪雨や大雪、竜巻など異常気象が発生しております。2月には7日と14日に記録的なまだかつてない大雪に見舞われ、本町でもビニールハウスの倒壊の被害と600世帯の停電により、多くの方に影響がありました。被害を受けられた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

また、小中学校では、2月より3月に入ってもまだインフルエンザが猛威を振るっておりますので、一人一人がうがい励行、手洗いの予防をし、健康管理を徹底してまいりたいと思います。一日も早く終息に向かっていただきたいと願っております。

それでは、議長にお許しをいただきましたので、通告に従って4項目一般質問をさせていただきます。

まず1点目、子育て支援について。

内閣府、文部科学省、厚生労働省は平成24年8月に成立した子ども・子育て関連三法、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとしております。

主なポイントは、1、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設、都市部における待機児童とともに子供の数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応するものです。2、認定こども園制度の改善、幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけと認

定こども園の財政措置を施設型給付に一本化。3、地域実情に応じた子ども・子育て支援の充実、利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業。4、基礎自治体市町村が実施主体、市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付事業を実施、また国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える。5、社会全体による費用負担、消費税率の引き上げによる国及び地方の恒久財源の確保を前提、幼児教育・保育、子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要。6、政府の推進体制、制度ごとにばらばらな政府の推進体制を整備。7、子ども・子育て会議の設置、国に有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議の設置、市町村等の合議制機関の設置努力義務。8、施行時期、消費税引き上げ時期を踏まえ、早ければ平成27年度をめどに新制度の施行を想定とあります。

地域子ども・子育て支援事業では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として市町村が地域の実情に応じて実施することとなっております。本町では成嶋町長のもと計画的な整備がされ、子供のための教育・保育給付では幼保連携型認定こども園で一本化されております。また、以前にも子供を産み育てやすい社会を目指すという理由から、平成25年第2回6月定例議会におきまして、病児・病後児保育について一般質問をさせていただきましたが、答弁では、平成27年4月から新制度がスタートするに当たり、本町では法に基づき平成25年度において子育て家庭からのニーズ調査とその分析、事業量などの検討を行い、26年度ではこれらを踏まえ、子ども・子育て支援事業計画に反映してまいりたいとのことでした。

そこで、長柄町子ども・子育て関連三法に伴う長柄町事業計画の進捗状況をお伺いいたします。

2項目め、防災対策について。

防災会議の委員の女性登用について、平成24年6月定例議会におきまして、防災対策について質問をさせていただきました。当局より、可能な範囲で女性委員の選任について努力してまいります。男性委員の場合も、女性の意見を踏まえて会議に臨まれるように地域防災計画の見直しの段階でホームページなどを活用し、広く意見を求めていきたいとの答弁をいただきました。

昨年、本町の地域防災計画が見直され、計画の基本的な考え方の中で、男女共同参画の視点から、東日本大震災では避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布を初

めとし、さまざまな場面における女性への配慮の必要性の認識が改められました。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に立った災害対策を進め、防災に関する政策、方針、決定の過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、防災対策の確立に努めるものと明記されております。

女性の視点は、子供や高齢者、障害者はもちろん男性を含む誰にとっても必要な視点であります。従来、防災対策は男性の委員が多いため、男性の目線から考えられていました。女性の委員であれば、避難所への女性用スペースを設置する、着がえなど男性も気を使わなくて済みます。紙おむつや粉ミルクなどといった乳幼児用品の備蓄などきめ細かな配慮を提案することもできます。女性がその持てる力を存分に発揮し、その感性が随所に反映されますように、是非本町でも地域防災計画の会議に女性を参加させていただきたいと思っております。ホームページの活用による意見だけではなく、地域防災計画の会議に女性を参加させるお考えはないのか、当局のご見解をお伺いいたします。

次に、近年局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻繁に、地域防災力の強化が喫緊の課題となる中、消防団の重要性が改めて注目を集めております。消防団は消防署とともに火災や災害への対応など行う消防組織法に基づいた組織です。全ての自治体に設置されております。火災や災害の発生時にはいち早く自宅や職場から駆けつけ、対応に当たる地域防災のかなめであります。

消防団の設置が市町村に義務づけられた1951年の翌52年には約200万人だった消防団員数はその後一貫して減少、90年には100万人を割り込み、昨年4月には約87万人に減りました。その背景には、人口の高齢化や減少、サラリーマンの増加といった就業構造の変化によって団員数の減少に歯どめがかからないのが現実です。本町におきましても大きな課題となっております。

昨年12月に消防団を支援する地域防災力充実強化法、消防団支援法が成立、施行されました。同法は、消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない、代替性のない存在と定義するとされ、消防団の抜本的な強化や、国や自治体に求め、団員の処遇改善や装備品の充実、訓練の充実に向けた予算が確保されたことは大きな前進であります。この消防団支援法の成立で消防団のあり方が見直され、各地域で防災力強化に向けた取り組みが一層進むと期待されております。

消防団は、火災や水害、震災などいざというときにも最も身近な防災機関の一つです。地域住民の生命と財産を守ってくれています。長生郡市広域市町村圏組合消防団では、7市町

村に9つの支団が設置されており、長柄町は第8支団として一つの支団が置かれております。消防団には、農業や自営業など地元で働く青年が仕事場から消防団詰所や火災現場に駆けつけるというイメージがあります。しかし、消防団員に占めるサラリーマンの構成は65年の約27%から昨年は約72%に増えております。内閣府の世論調査によると、消防団に入団しない理由として、体力に自信がない、約47%、高齢である、39%に続き、職業と両立しそうにないと思う、約30%に上っております。

こうした変化に応じ、全ての消防団活動に参加できなくても、広報や高齢者訪問など限定的な活動をする機能別消防団員や大規模災害のときだけ活動する機能別消防分団の制度を消防庁は2005年から導入しております。機能別消防団員制度につきましては、近年の消防団の人員不足の影響により、昼夜を限定した活動や特定の災害種別のみでの活動をし、地域防災などを担う組織の一つである消防団の活動を補完する目的で、一部の地方自治体で導入されております。本町を含む長生郡市広域市町村圏組合消防団としては導入されておられません。

そこで、是非本町においては機能別消防団員として女性消防団員制度を導入し、火災予防の啓発や消防団のPRといった広報活動を初め、応急処置方法や自動体外式除細動器AEDの操作方法など普及を初め、防災訓練などに積極的に参加する団員を確保する方策の一つとして検討していく必要があると思います。住民参加型の防災町づくりは重要視されております。本町でも自主防災組織に力を入れていく中で、今後は市町村圏組合に機能別消防団員を導入し、女性消防団員制度を導入することをお考えいただけないかお伺いいたします。

3点目、介護予防対策について。

日本は世界に類を見ない速さで少子高齢化が進んでおります。2025年以降、日本は団塊の世代が75歳以上となり、未曾有の超高齢社会となります。厚生労働省によると、2025年には65歳以上の高齢者数は3,657万人、42年には3,878万人に達すると予測されております。2025年の時点で3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上、認知症を抱える人は470万人と言われております。そこで政府は、団塊の世代が75歳以上となる25年をめどに、医療・介護・予防・住まい・配食などの生活支援が一体的に提供される地域包括システムの構築に向け、具体的な議論を進めております。

本町におきましても平成22年から平成25年までの高齢者人口と介護認定者の推移を見ますと、300人減少しているのに対し、65歳以上の高齢者は200人ふえております。また65歳以上の要支援・要介護認定者数の割合は40人となり、介護認定者の割合は14.1%から15.1%になっております。本町の平成26年1月時点の高齢化率は31.17%に伴い、5年後、10年後

はさらに高齢者世帯の増加が考えられます。介護予防は地域に住むみんなの力が必要です。予防するか否かで寝たきりで過ごすことになるか、地域に住む方と本人の介護予防の意識で変わってきます。本町の地域包括支援センターは、平成20年1月より高齢者の皆さんが住みなれた地域でできる限り健やかに生活していけるよう、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から配慮されております。総合的に支えるため、地域包括支援センターの保健師さんと社会福祉士兼任の主任介護支援専門員が日々奔走されております。

厚生労働省は、平成25年度から29年度までの計画として認知症施策推進5カ年計画オレンジプランを発表しました。早期診断・早期対応するための準備調査を行い、それらを踏まえて検証するなど、地域包括支援センターにおける包括的な支援業務は多大であると感じます。暮らしてきた地域の顔が見える人々と手を取り合いながら暮らしていく、一人一人が大切な地域の一員であるとの自覚で心豊かに生きていく、ここに福祉の原点があるのではないのでしょうか。団塊の世代が75歳を迎える2025年以降には、この仕組みが各地に定着するよう今から未来を見据えた対策が大事になります。今後さらに地域包括支援センターの果たす役割はとても重要です。

現在、本町では保健師と社会福祉士兼任主任介護支援専門員の2人だけです。近隣市町村でも大抵3人以上はおります。いないのは長柄町だけです。是非介護予防・日常生活支援に関する取り組みとして地域包括支援センターの職員の増員を提案いたしますが、当局のお考えをお伺いいたします。

最後に、ふるさと納税についてお伺いいたします。

ふるさと納税は2008年4月の地方税法改正によりスタートされた制度であります。ふるさと納税とは、新たに税を納めるのではなく、自分のふるさとの自治体や応援したい都道府県及び市町村に対して寄附をする寄附金額のうち2,000円を超える分について、所得税が寄附した年から、住民税は翌年度から控除される制度です。本町でもふるさと納税制度を導入されましたが、平成20年では3名7万円、21年は1名3万円、22年は1名5万円、23年は7名32万円、24年は1名10万円、25年は3名14万円の方がふるさと納税をしていただきました。大切に活用させていただいております。

寄附金のうち2,000円以上の寄附をした場合に申告することで、2,000円を超える金額が個人住民税や所得税から控除されます。また、寄附者の所得や寄附額に応じて控除額は変動します。例えば夫婦と高校生の子供1人で収入が700万円の家庭をモデルケースとした場合、4万円を寄附すると3万8,000円分が控除されることになり、寄附金の負担は2,000円で済み

ます。控除を受けるためには確定申告をしなければなりません。その際、寄附先の自治体から送られてくる領収書が必要になります。毎年1月1日から12月31日までに行った寄附について翌年に確定申告を行うこととなります。なお、2013年度中に寄附している場合には所得税は13年分が、住民税は14年分が控除されます。

ふるさと納税の大きな魅力の一つが寄附者に対する特典です。多くの自治体が一定金額以上を寄附した寄附者に対し当該地の特産品などを贈呈しておりますが、本町は特典を設けておりません。本町ではたくさんの特産品があります。サツマイモ、自然薯、落花生、お米、みそなどがあります。そこで、是非本町も寄附者に対する特典をつけてはどうかお伺いいたします。必要な事業の財源として活用されることとなりますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

寄附金の使い道を指定することもできます。地域活性化や産業・教育振興など、当該地の必要な事業の財源として活用されることとなります。そこで、寄附者にこうした事業の中から寄附金の使い道を指定してもらう方法はとれないでしょうか、お伺いいたします。

寄附金の使い道を指定することができれば、本人のふるさとに対する思い入れを反映させることができ、納得のふるさと納税につながります。これまでの実績については、総務省は昨年制度開始以来初となる全国調査を実施いたしました。制度開始から6年を迎えるふるさと納税は、2013年度は過去最高の納税額を記録する自治体が相次ぎ、着実な広がりを見せております。例えば長野県阿南町では、人口5,150人に対し米の生産農家を全面支援し、半年で1億円の寄附金が集まったそうです。鳥取県米子市では、24年度の納税額は2億円を突破したそうです。本町でもふるさと納税のさらなる推進のため、納税者に魅力あるPR強化の取り組みを期待します。本町の地域活性化の助けとなるようなふるさと納税の活用を要望いたしますが、お考えをお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終了いたします。

○議長（関 民之輔君） 答弁願います。

町長、成嶋尚武君。

○町長（成嶋尚武君） 本吉議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の子ども・子育て関連三法に伴う市町村子ども・子育て支援事業計画策定に関する進捗状況と業務スケジュールについてお答えをいたします。

昨年12月までに事業計画に伴うニーズ調査が完了し、現在、調査の分析、事業量見込みを検討中です。分析結果が出ましたら、今月開催予定の長柄町子ども・子育て会議に報告し、

平成26年度に町事業計画を作成いたします。計画作成に当たりましては、子ども・子育て会議の意見を反映させた計画書にしたいと考えております。

また、26年度中に関係条例の整備を図り、平成27年4月1日から円滑に新制度に移行できるよう努めてまいります。

次に、2点目の防災対策についてお答えをいたします。

まず、防災会議に女性が参加していない点についてですが、ご指摘のとおり、平成24年度までは従前の災害対策基本法に基づき、町及び国・県、その他関係機関の所属長を委員に組織していましたので、男性委員に偏る傾向にありました。しかしながら、災害対策基本法の改正に伴い、平成25年3月議会定例会におきまして町防災会議条例を改正し、より多様な視点を反映するため、防災会議の委員に自主防災組織を構成する者または学識経験のある者を新たに5人以内の範囲で追加できる改正をしたところでございます。この条項により、本年度以降開催する防災会議には女性委員をお願いする考えですので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、広域市町村圏組合に対する機能別消防団、特に女性消防団員制度の導入についてお答えをいたします。

女性消防団員は現在千葉県内では26の市町村で採用されておまして、消防団組織の活性化や地域防災の向上に大きな成果を上げており、意義あることだと存じます。長生郡市広域市町村圏組合消防団といたしましては、機能別消防団制度の導入についてはその処遇にかかわる財政措置も必要となることから、今後県内市町村等の状況を調査するとともに構成市町村で検討してまいりたいとのことですので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の介護予防対策、地域包括支援職員の増員の提案についてお答えをいたします。

本町の地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、平成20年に同センターを設立し、機能の充実に努めてまいりました。今後も増大し続ける介護給付費や医療費に歯どめをかけるため、介護予防事業の認知症予防講座の推進、介護予防ボランティアの養成と活用等、地域包括支援センターの果たす役割はますます重要となると認識しております。

職員の増員については、当面庁内専用職及び関係機関との連携強化により対応したいと思っておりますが、必要に応じ対応を検討しますので、ご理解をお願いいたします。

次に、4点目のふるさと納税制度についてのご質問ですが、この制度は平成20年の地方税法の改正により制度化されたもので、ふるさとを応援したい気持ちを持つ町内外の皆様が寄附という形で町に応援していただくと、一定の税控除が受けられる制度であります。町民や本町出身者に限らず、広く長柄町の町づくりに共感しご賛同くださる方々からの気持ちを寄附金として募り、活力ある町づくりに活用することは地域との協働にもつながることから、新年度予算において心ばかりのお礼を用意することといたしました。

寄附金の使途につきましては、寄附される方のご希望を伺いながら対応してまいりたいと考えています。寄附金は町の貴重な財源となることから、町広報紙やホームページなどを活用しこの制度のPRに努め、多くの皆様方に温かいご支援を呼びかけたいと考えていますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 1番、本吉敏子君。

○1番（本吉敏子君） ありがとうございます。

子育て支援についてなんですが、質問させていただきます。

昨年12月までに事業計画に伴うニーズ調査が完了されて、また分析を今されているというお話がありました。具体的にどのような調査で、調査の対象者はまたどういった方を対象にされたのかということ、この点についてお聞かせください。

あと防災対策なんですが、これは要望です。女性消防団員は現在千葉県内に26の市町村で採用されているということで答弁がありました。大網白里市では平成11年より既に女性消防団員制度を導入し、現在10名の女性団員が火災予防の啓発や消防団のPRといった広報活動を初め、各自が応急手当普及員の資格を取得して南消防署との連携のもと、一般に対する普通救命講習において広く救命方法の指導に当たるなど、特定の活動に従事しているそうです。今後は先進事例等も参考にしながら、地域に密着し得る機能別消防団員制度のあり方について検討していただけますよう強く要望したいと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、介護予防について質問させていただきます。

職員の増員については必要に応じて検討されるとの答弁だったと思いますが、近隣市町村では、今後介護給付や医療費に歯どめをかけるために早くから介護予防事業や認知症予防講座の推進に取り組みとされておりますが、本町としてはこの点どのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

最後に、ふるさと納税についてですが、寄附金は町の大切な貴重な財源として使用させて

いただくということでありましたけれども、またPRの件につきまして町の広報紙やホームページなどを活用されるとの答弁だったと思います。町民の皆様は、町の広報紙やホームページを見られる方というのはほんのわずかということで聞いております。なので、ほかのPR活動を検討していただきたいと思いますが、当局の考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 石井健康福祉班長。

○健康福祉班長（石井正信君） アンケート調査の内容についてお答えいたします。

アンケートの対象者は、出生から小学校就学前までのお子さんを持つ保護者を対象に、教育・保育サービスの利用意向や子育て支援に関する意見などをアンケートしたものでございます。大きな項目で申し上げますと、1、家族構成について、2、保護者の就労状況について、3、育児休業制度の利用状況について、4、平日の定期的な教育・保育の事業などの利用状況について、5、土曜・休日や長期休暇中のこども園等の利用希望について、6、お子さんの病気の際の対応について、7、お子さんの不定期の教育・保育サービスや宿泊を伴う一時預かり等の利用について、8、放課後児童クラブ等の利用希望について、9、子育て環境について、この項目でこども園に特にどのようなことを望みますかとか、子育てについての相談相手、相談場所として希望することは何ですか、また子育て支援についてご意見、ご提案があればお書きくださいということによって自由に記入できる欄を設けた次第でございます。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） 川島保険住民班長。

○保険住民班長（川島 修君） 介護予防についてお答え申し上げます。

介護給付費の伸びる中、予防がやはり大切だと考えております。今後、介護予防ボランティアの活用、さらに認知症予防講座等の開催、実務に努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（関 民之輔君） 内藤管財班長。

○財政管財班長（内藤文雄君） ふるさと納税制度についてのご質問でございますが、具体的な返礼品につきましては今後要綱要領を定めながら対応していきたいと思いますが、PRの件につきましては、基本的には町長言ったとおり町広報紙またホームページということと考えておりますが、町内の人向けには4月にも自治会長会議が開催されますのでその際にお願いいたしますが、町外向けにはホームページでの広報になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） 本吉敏子君。

○1番（本吉敏子君） 分析が出ましたらまた、現在も小中学校でインフルエンザに感染されている生徒がたくさんいるということで伺っておりますが、仕事と家庭の両立を支援する目的から、病児・病後児保育の計画を定め、開設を強く要望したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、介護予防につきましては、地域包括支援センターの果たす役割はこれからもますます重要であります。高齢者支援を充実し、また対策、取り組みを強く要望いたしますので、またこれからもよろしくお願いいたします。

最後に、ふるさと納税なんですが、PRは先ほども広報紙とホームページということでしたが、ほかでは他県に行って何カ所か場所を決めてそこでPRをしてきたというところもありますので、長柄町もそういうふう工夫をしながらぜひ取り組んでいただきたいと思います。また、長柄町にぜひ寄附をしたい、またふるさと長柄町を応援したいとの各地から寄附が殺到するような魅力あふれるふるさと納税制度を目指していただきたく、強く要望いたしますので、これからもよろしくお願い致します。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 以上で本吉敏子君の質問を終わります。

---

#### ◇ 大 岩 芳 治 君

○議長（関 民之輔君） 次に、9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩芳治でございます。

傍聴人の皆様には早朝より、そして足元の悪い中、このように大勢の皆さんに議会を傍聴していただき、誠にありがとうございます。

また、成嶋町長には3期12年間、長柄町の行政のトップとしてご活躍され、まことにご苦労さまでございました。しかしながら、まだ6カ月も残っております。ぜひともこの残りの6カ月間、全力投球で行政運営に当たっていただきたいと思っております。

それでは、4点ほど質問させていただきます。1点目は高齢者の医療費の助成について、2点目は少子化対策について、3点目は長柄町ボランティアの皆さんの待遇改善について、4点目は若者雇用支援対策事業についてを質問いたします。

それでは、1点目の高齢者の医療費の助成について質問いたします。

厚生労働省は、国民年金も厚生年金も多くの団塊世代が65歳を迎えて社会保障費は増大するばかりで、年金支払いはもう限界に来ているようであります。今年4月から各種年金を引き下げると発表いたしました。平成26年1月、総務省統計局実施の小売物価統計調査によりますと消費者物価指数は、平成25年12月分は前年の12月分と比較して1.6%上昇したと公表されました。また、国税庁もことし4月より消費税を5%から8%へ3%引き上げると発表しております。物価は上昇する、消費税は上がる、年金は下がる、高齢者にとっては三重苦であります。高齢者や年金生活者はますます生活が厳しくなっております。

そこで、高齢者が少しでも豊かに生活できるように、高齢者の医療費の一部を町が助成してあげる考えはないか伺います。

2点目、少子化対策について。

先ほどの本吉議員と重複する部分が多少あるかもわかりませんが、ながらこども園の園児の保育料の全額免除や半額免除など、一部助成する考えはないかを伺います。

現在、千葉県内のこども園の保育料の減免は、睦沢町、館山市、習志野市において2人目が半額、3人目以降は無料となっております。長柄町においても同様に2人目半額、3人目以降は無料となっておりますことは、町長も少子化対策に対しての意識は高く、努力しているものと推察しております。しかし、長柄町も他の町村と同じく条件がありまして、2人もしくは3人の同時入園が条件となっております。すなわち2人、3人目が同時にこども園に通園していなければ、2人目半額あるいは3人目が無料となりません。そうなりますと対象者はごく少数になるのではないかと考え、余り効果が期待できないと思いますが、もう少し積極的な条件緩和などは考えていないでしょうか。

この条件で、昨年そして今年度の保育料の減免あるいは無料の園児は何名おりますでしょうか。

3点目、長柄町ボランティアの皆さんの待遇改善について質問いたします。

先日、町社会福祉協議会にお邪魔をして、長柄町のボランティア登録団体及び活動状況について説明をお聞きいたしました。町のボランティア登録団体は11団体ということになります。長柄地区社会福祉協議会を初め、日吉・水上地区社会福祉協議会、長柄町ボランティア団体、長柄町障害者福祉会、生涯大学長柄同窓会、長柄町保護司会、生涯クラブ連合会、更生保護女性会、長柄町民生・児童委員協議会、日赤奉仕団、長柄町遺族会となっております。活動の趣旨については長くなりますので割愛をさせていただきますが、そのほかにも公民館

や各学校にもボランティアの団体があるかと思えます。長柄町の登録11団体の中でも長柄町ボランティア団体の会員は他の団体の会員と重複している会員が多数いるようであります。長柄町ボランティア団体の皆様の日ごろの活動には心より感謝しているところであります。長柄町ボランティアの皆さんには、毎週火曜日6人体制で40人の独居老人にお弁当を作って3班に分かれて車で届けております。またミニデイサービスでは、毎週木曜日にお年寄り15名くらいを福祉センターにお招きし、食事のサービスや健康体操、折り紙などの遊びを交え、楽しい毎日を過ごせるよう支援をさせていただいております。

そこで町長に要望いたしますが、長柄町内においてボランティア活動をしている皆さんにポイントなどをつけ、商工会の商品券などを支給する考えはないか伺います。

私も町のボランティア団体の皆さんの活動を熟知しておらず、理解も薄かったと深く反省するばかりであります。今後は、皆さんの活動に感謝するとともに、ボランティア団体の支援を強く町に要望してまいります。

4点目の若者雇用支援対策事業について質問いたします。

東京や一部地方中核都市では現在も人口が増加しておりますが、多くの地方町村では人口の減少が急速に進んでおります。長柄町の人口も平成9年は8,958人で、平成26年2月末では7,617人と急減しております。1,341人とそして外国人の登録者分88名合わせると、平成9年より1,429人も減少しております。出生数も平成元年が86人、平成25年が39人であるので、出生率は平成元年と比較すると45%になっております。

若者が流出すると、出生数の減少はもとより町に活力やにぎわいがなくなり、ますます町が疲弊してまいります。若者の減少はさまざまところで影響を来します。労働力の減少や消費の低迷による町経済の縮小が指摘をされております。加えて、地方は農林業の後継者が不足するとともに、地域の持つさまざまな機能の低下を招いております。それは伝統芸能や伝統文化の衰退、皆さんもご承知かと存じますが、千葉県は無形文化財に指定されておりますすばらしく厳かな大津倉のみこ踊りでさえも後継者不足で風前のともしびとなっておるところであります。

また、山林や農地の荒廃と原風景の喪失といった問題点だけでなく、生活共同体としての地域のコミュニティー、見守り隊や声かけ、共同作業による生活環境の維持ができなくなります。やがては集落の崩壊につながり、地域住民がそこに住み続ける意味や誇りを見失うことになり、集落だけでなく、やがては長柄町もなくなることになります。町長は、このままでは町が消滅するんだという強い危機感を持って残りの6カ月間、行財政運営に対応してい

ただきたいと思います。当然我々議員もそして職員も町民も意識を改革していただきたい、強く願っておるところであります。

今全国津々浦々の各町村では、それぞれが生き残りをかけて競争して若者定住事業を促進しております。若者定住対策は少子化に直接影響する問題で、若者がいなければ子供もいなくなります。長柄町も町内外の若者を長柄町に定住していただくための若者定住支援センターをぜひ開設してほしいと願っておりますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。若者の定住センターについては2回目で質問をさせていただきます。

それから、前回の議会の長柄町のステータスについて質問したときに、町長は、恵まれた自然と伝統、この財産を町民一人一人が大切に思い、いつも元気な町であるように支え合うことがステータスであると答弁されましたが、若者が定住しなければ支え合うどころか、町が、地域がなくなりますので。

以上、町長の答弁をお願いいたします。

○議長（関 民之輔君） 答弁願います。

町長、成嶋尚武君。

○町長（成嶋尚武君） 大岩議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の高齢者医療費の助成についてですが、高齢者の医療費の自己負担については、本来3割の負担であるところを、所得に応じて70歳以上75歳未満では1割から2割負担、75歳以上では1割負担、一定以上の所得者については3割負担となっております。医療費は国全体で伸び続けており、特に高齢者の医療費については75歳以上だけでも千葉県では平成20年以降5.3%と高い伸び率を示しているところでもあります。町といたしましても、医療費の一部負担を助成することにつきましては、現在国全体で議論されているところであり、今のところ考えはございません。むしろ、年々増加する医療費に対し歯どめをかけるための施策に取り組むことが、最終的には皆様から徴収する保険料の引き上げを抑え、高齢者の生活を健康で豊かにするものと存じます。町としては、今後も介護予防事業や健康増進事業等の取り組みを図っていくことが優先課題と考えるものであります。

次に、2点目の少子化対策についてお答えをいたします。

現在こども園では長時間児の多子世帯への負担軽減対策といたしまして、第2子の保護者負担を半額、第3子以降は無料としているところがございます。また、保育料は所得に見合った料金体系になっており、ひとり親、生活保護世帯も減免や無料の対象となっております。利益を受けるものが原則としてその利益に見合った経費を負担することは公平性の観点から

も必要でありますので、現状以上の助成は当面考えておりません。

しかしながら、短時間児につきましては、平成26年2月4日付で文部科学省初等中等教育局幼児教育課から、低所得世帯、多子世帯への保護者負担について軽減措置の実施に努めるよう通知があり、この軽減措置に伴う財源につきましては総務省において地方財政措置を講ずる予定であるとのことですので、今実施に向け検討しております。

なお、こども園保育料の減免等対象人員につきましては、またこの後石井班長のほうから答弁をさせます。

次に、3点目のボランティアに対する待遇改善についてお答えをいたします。

ボランティアの皆様にはさまざまな活動におきまして多大のご協力をいただき、日ごろから感謝を申し上げているところであります。

ご質問については、ご提案のポイント制度も含め、今後ボランティア活動を支援する方策を検討してまいりたいと存じます。

次に、4点目の若者雇用支援対策事業についてお答えをいたします。

若者定住支援センターの設置をとのことですが、町は今年度空き家バンク制度とあわせて空き家に係る住宅改修補助制度を創設したところであります。この事業が進展したその先にご質問のような事業が必要になるのではないかと存じます。当面、空き家バンクを核に新規就農支援や子育て支援などを含め、総合的に支援できる体制の強化に努めてまいりたいと存じますので、ご理解願いたいと存じます。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 石井健康福祉班長。

○健康福祉班長（石井正信君） こども園の減免、無償の対象人員は今何人かということがございますけれども、今手元に資料ございません、申しわけありません、至急調べておりますので、いましばらくお待ちいただければと思います。

○議長（関 民之輔君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 大岩でございます。

今健康福祉班長のほうから今調べているというふうに言われたんですけども、今長柄町の保育園の園児は156人もいるんですよ、そして職員も調理を含めて27人、その団体の園長はこういう議会に来ないというそのものがやっぱり問題ではないかと思うんですよ。大きな組織のやはり議会に園長がぜひ出席して、そのくらいのことをぱっと答弁できるような体制を私はつくっていただきたいというふうに思いますが。

それから、高齢者医療費助成については一部理解するところがあります。

この少子化対策なんですけれども、ただいま町長はそういうふうにはないと言ったんですけれども、山武市あるいは市川市の保育園は2人目、長柄町と同じ2人目半額、第3子以降無料というふうな施策をとっているんです。しかし、第1子が高校生までを3人としてカウントしているんですよ。長柄町は3人が同時にこども園に入園しなければ半額とか無料にしないんですけれども、仮に子供が3人いたと仮定した場合、山武市は上の子が高校生でもそれから中学生でも小学生でも3人目が保育園であれば無料なんです。このくらい子育て支援には力を入れている町村もあるということです。是非長柄町もこの方策を私はぜひ取り入れていただきたい。そしてとにかく子育ては皆さん、私もそうですけれども、私より女房のほうが大変だと思うんですけれども、子育ては非常に大変ですよ。時間も手間もかかるし、お金もかかるし。そういう魅力があってこそ若い人たちは長柄町に住んでみようかなという考えになるのではないかと、是非これを検討していただきたいというふうに考えます。

それから、若者定住促進なんですけれども、お聞きいたしますけれども、財団法人の地域活性化センターが若者定住促進に関するアンケート調査ということで、各町村に調査票を上げてほしいというふうに来ていると思うんですよ。例えばこの中で、若者の流出についての問いもあるんですよ。その中に、活力やにぎわいが喪失したから若者が流出するんだとか、農林水産業が衰退したから若者がいなくなるとか、こういう10の項目があるんですけれども、こういうものを出しておりますか。これは平成24年10月19日までにと書いてありました。最近のアンケートはわかりませんが、出してほしいという。それぞれの町がどのような若者定住促進をしているのか把握するために出してほしいというふうなアンケート、これ出しているのかどうか、もし出していればどういう内容で出しているのかお伺いします。

それから、先ほど町長の答弁がございました。若者が賃貸住宅に居住する際の、住宅新築工事やリフォームに伴う、空き家バンクの支援もありました。しかし、空き家バンクだけではなく、若者が賃貸住宅に居住する際の家賃の補助、あるいは町内に住宅を取得した場合の住宅取得助成金、新築工事やリフォームに伴う助成金、住宅ローンの利息に対する利子補給とか、行政が町内の若者を積極的に企業にあっせんするなど、また企業に就職した若者に就職祝い金とか雇用主への助成金、あるいは新しく会社や事業を起こすなど町内で起業する人に、あるいは新規就農者に対する助成金の支給、そういうものがいろいろ考えられます。また、若者が長柄町に転入してくれる場合そういう転入助成金とか、考えれば数々ありますよ。

ぜひそういうものを検討していただいて活力のある、先日フジテレビで放映されましたけれども、福島県の矢祭町は出生数が1.84というふうに出ました。人口は6,000人だというふう聞いておりましたけれども、長柄町の出生数は多分、ちょっと聞きたいんですけれども、1.3か1.4ぐらいではないかなと思うんですけれども、そのように福島県の田舎の町でも出生数が2近いところを起こっているような町村もあります。是非そういうものを参考にしながら将来の長柄町の町づくりのために頑張ってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（関 民之輔君） 先ほどの質問、石井健康福祉班長。

○健康福祉班長（石井正信君） 減免対象、無償の対象者でございますけれども、2人目として半額になっているお子さんは15名でございます。全額無料になっているお子さんが12名でございます。うち3人が生活保護、それから8人が母子家庭、それから1人が3人目として入園が無料ということでなっております。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） 蒔田総務企画班長。

○総務企画班長（蒔田 功君） 若者定住支援、それから少子化は関連がありますけれども、お答えします。

まず、地域活性化センターの各市町村へのアンケートですが、各市町村ということであれば受けてあると思います。その上で町の状況を回答したというふうに思います。ただ、手元に今の書類がございませんので内容について詳細にはわかりませんが、各市町村にということであればそういうことだというふうに思います。

それから、定住促進あるいは少子化対策ですけれども、先ほど町長の答弁がありましたように、まず長柄町としては今年度空き家バンク制度を創設し、長柄町の自然、伝統を愛する人が来てくれるのが一番いいことでございますので、これを核に就農支援あるいは子育て支援などを含めて早急に対応したいということで対応しておりますが、大岩議員ご指摘ありましたとおり、若者定住、子育て支援、少子化対策にしてもいろいろなメニューがございます。先ほどのこども園の減免の制度についても一つだと思います。これらについても町としても種々検討してきたわけですけれども、それぞれ経費がかかりますので、一番効果的なものから始めようということで対応しておりますので、各市町村それぞれ特色ある施策を展開しておりますので、こういった事例も参考にしながら長柄町に合った最も効果的な対策を今後講じていきたいということでございます。この後予算の中でも提案申し上げますが、定住対策といたしまして住宅リフォーム助成事業などもこの後ご提案させていただくような予定でござ

ざいます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 副町長、鈴木誠一君。

○副町長（鈴木誠一君） 先ほど減免の拡大でございますけれども、基本的には所得のある方から応分の負担をいただくというものを原則としております。ただし、少子化対策等を考えますと、先ほど大岩議員が申し上げられましたように、今後減免対象の年齢の拡大を検討していきたいというふうに考えております。よろしくどうぞ。

[「それと新しく会社や事業を起こす人に支給するのかどうか、若者が転入するときの助成金など3点ほど出したんだけど」と呼ぶ者あり]

○議長（関 民之輔君） 田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） さまざまな今ご提案を一般質問の中で大岩議員のほうからいただきましたが、先ほど蒔田班長がお答えしたとおり、いろいろな人口対策に対します助成制度、その中にはやはり企業に対するあっせんだとかいろいろメニューを大岩議員ご提案いただいておりますけれども、そういうものについて全て今後も重要な課題として一つずつ検討してまいりますというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと存じます。

○議長（関 民之輔君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 3回しか質問できないので最後なんですけれども、今蒔田班長が答弁されました。長柄町に合った政策、こういう意識ではいつまでたっても変わりませんよ、職員も。変えるというのは意識を変えるということですよ。長柄町に合わせるんじゃないんですよ。長柄町に合った政策やれば、緑と水とで、長柄町の好きな人だけしか来てくれない。そうじゃない、長柄町を好きになるような政策を立ててよそこから人が集まるような魅力ある町でしょう。そういう答弁をしているといつまでたっても。町がなくなっちゃうんですよ。意識を変えるというのはそういうことなの、そうじゃないですか。私がさっき言ったように、町長も議会も町民ももちろん変わってもらわなくちゃいけない、でも職員も意識が変わることですよ。長柄町に合ったじゃないの、長柄町を変えるんですよ。そういう意識が一番大事だと思うんですね。

答弁は結構ですけれども、ぜひ町長、全職員にそういう意識の変革というものを強く指導していただきたいというふうに考え、質問を終わります。

○議長（関 民之輔君） 以上で大岩芳治君の質問を終わります。

---

◇ 池 座 輝 美 君

○議長（関 民之輔君） 次に、2番、池座輝美君。

○2番（池座輝美君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、2番、池座、一般質問を行います。

傍聴の皆様には朝早くから大変ご苦労さまでございます。

まず、4月1日よりもう皆さんはテレビでも放映でされておりますが、消費税が5%から8%へ増税、それに加えまたことし2月、皆さんもまだ記憶新しいところですが、大雪により野菜ハウスその他施設に大きな影響を及ぼし、価格の上昇が見られ、我々町民の生活にも圧迫し始めていると感じています。

また、町関係者の皆様には除雪の対応等には苦労されたと聞いております。我々の周りには東日本大震災、台風26号、今回の大雪と過去に見られない災害が常に我々町民の周りに潜んでおります。そしてそれがあしたにもきょうにも起こり得る可能性をいつも持っているということです。どうか長柄町におきましても、防災計画策定されまして、それに基づきまして速やかに対応ができますことを、町関係者のさらなる努力を期待いたします。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

まず、1番目の若者定住対策ということですが、これ今大岩議員さんからも質問がありました。私も前回、定住対策について施策する考えはないかということでありましたが、一応その答えがインターネット、ホームページへのアクセス数がなかったということで今年度は行いません。私もそこで次の要望にしましたアンケート調査をしていただきたいと、これには要望ですので当然答えはございませんが、どうか私もこの若者定住対策については非常に重要な問題だと思いますのでこの26年度にぜひ実施していただきたく、その考えがあるかお伺いをいたします。

次に、別の方面からですが、過去5年間にわたりまして子供の出生数、生まれた数がどのくらいなのか、もし年度別にわかればお伺いいたします。

続きまして、2番目の防災対策ですが、これも各議員からも質問、本吉さんからも出たと思いますが、私もこの防災対策、非常に興味を持っておりますし、重要なことだと思っております。

まず一番先に、昨年11月に町のほうでも防災訓練等を行ったということを聞いておりますが、その成果はどうだったのかお伺いいたします。

そして2番目、町民あるいは防災組織、自主防災組織等、我々に防災意識を高めてもらえるように講習会等とか、訓練をしたといえればそれなんです、そのほかに何か施策をしたのか、あれば具体的に教えていただければお願いします。

3番目に、自主防災組織もまだ各町民というか、全域にはまだわたっていません。ほぼ半数程度というふうに伺っておりますが、その防災組織の活動に対するアドバイスとまた講習会等したのか伺います。

というのは、今回の大雪等でも、私も県道沿いに住んでおりますので、今回降った日にちが土曜日の夕方から日曜日にかけてということだったので、県のほうの土木事務所にも私電話をいたしました。道路の除雪はどうなっているのかという質問をしたら、今パトロール中だと、それでパトロール車を実際見かけたのは日曜日の夕方でした。例年になく大雪でしたのでそれも仕方がないのかなと思いますけれども、来たのが次の日の夕方。月曜日の朝に間に合えばいいのかなというような問題ではないと思います。みんな出かけられなくて、長柄は坂も多い、雪には非常に弱いというか、雪国ではないので、その施策がないのでとにかく除雪等の対策をしなきゃいけないので、その辺の自主防災組織とのかかわり合いというか、みんなで自分たちの周りを、この雪でも災害だと思います、あの場合あれだけ大きく降りますとね。

だから、災害というのはこれだというものはありません。策定ができたからこれでいいんだと、防災対策の策定書というのは文書だけで、前回は申しましたがそれだけでは何もしてくれません、何らかのアクションを起こさないと。災害に遭って自分を守るんだとは言えますけれども、お互いに防災に対する意識を高めるように何か頑張っていきたいと思います。

最後に、地籍調査についてお伺いいたします。

今年度で2年目を迎え、山之郷地区のほうから行ってきているのかな、長柄山のほうへだんだん右回りに、時計の右回りのほうに来るということで今年3年目になりますが、これからゴルフ場とか長柄ダムというように、広大な土地に整地されております。ダムの中でももう今現在はどうなっているかわからない状態ですが、その境界のわからない場所等はどのような方法でまた地籍調査を行うのか、具体的な方法があればお伺いいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 答弁願います。

町長、成嶋尚武君。

○町長（成嶋尚武君） 池座議員の1点目の若者定住対策についてお答えをいたします。

本年度検討費用を計上し、予算執行の前提として、ニーズを把握するためのアンケート調査を実施しています。さきの定例会におきましてもお答えいたしましたが、今のところ回答がないという状況でありますので今年度は執行しないことといたしました。平成26年度については、この後新年度予算の中で定住対策としての住宅リフォーム改修補助事業を提案させていただきます。また引き続きアンケートを実施しニーズの把握に努めるとともに、先進事例などを研究してまいりますので、ご理解を願いたいと存じます。

次に、過去5年間の出生数ですが、30人から45人の間で推移しており、平成20年度から平成24年度の5年間合計で191人であります。

次に、防災対策についてお答えをいたします。

昨年11月30日に長柄中学校で実施いたしました防災訓練の成果ですが、自治会、自主防災会、町職員を対象に200人余りが参加し、広域消防味庄分署、消防団、社会福祉協議会ボランティアの協力を得て、味庄分署長による防災に関する講話、実際に火炎を用いた消火器による初期消火訓練、救急実技訓練、実際の避難所及び資機材を使った避難所設営訓練、防災備蓄品の炊き出し訓練など実際の災害を想定した訓練ができたものと存じます。また、自主防災組織未設置の自治会の皆様には自助共助の重要性について改めて認識いただいたのではないかと思います。町といたしましても、町防災訓練の自治会長会議などの機会を通じ、自治会や自主防災組織単位での訓練を推奨するとともに、一層の防災力の向上に努めたいと存じます。

次に、3点目の地籍調査事業におけるダム及びゴルフ場の調査方法についてお答えをいたします。

調査方法がまだ定まっていない状況で、さきの先進事例などから現段階での考え方としてお答えをさせていただければ、外周につきましてはゴルフ場と同様に一筆地調査を実施し、区域内湖面部については地籍調査作業準則に基づき現地確認不能として処理をする予定です。こちらはゴルフ場と違い、恒久的にダム用地であることや復元を求められることもないこと、また土地所有者が水資源機構であることなどの理由から、振りかえの確認調査を省略する形のものでございます。未確定な要素などまだまだあるところでございますが、計画にのっとり事業の進捗に努めてまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 2番、池座輝美君。

○2番（池座輝美君） 先ほど、今の答弁でありましたが、ニーズ調査を行ったということでありますが、ニーズ調査はどのような年代というか場所というか対応したのか、全町域なのか町営住宅なのか、ちょっと具体的にわかれば調査したところの具体例を教えてくださいたいと思います。

それと、2番目の過去の子供の出生数です。およそ35人から40人という答弁でしたが、これが今長柄町の実際の出生数に近い数字といたしますか、これを見てどう感じられるのか、ちょっとお伺いいたします。

逆に言えばどのくらいがいいのかなんていうことはございませんが、35人から40人と、これが今現在こども園に上がり、これから小学校2校に分かれ、また長柄中に戻り、長柄町を支えていく実際の若者の人数で、これが定住するとは限りませんけれども、この人数で小学校、中学校、支えて勉強していくわけですけれども、この人数がどうなのかというのは私もちょっと聞いてどっきりしますけれども、実際若者定住対策を、若者しか子供は産めません、我々年代になるともう幾ら子供つくろうと思ってもこれは不可能ですので、ぜひニーズ等もあると思いますが、幅広い層にアンケート調査をもう一度お願いして、本当に必要な人はいないのか、長柄町に住んでくれる人はいないのか、再度検討をお願いしたいと思います。

それと、防災対策ですが、確かに訓練等を今して、いろいろな味庄分署の署長さんとか講話もいただいているいろいろな大切な訓練等は受けたという話は聞きました。先ほどの質問にもしたんですが、実際台風が来た、大水が出た、前回もありましたが、どうしてベルが鳴らなかつたんだろう、警報が鳴らなかつたんだろう、あるいは公民館のほうに避難する人がいた。あるいは今回の雪みたいに、もしかしたら雪の下敷きになっていたかどうかわかりませんが、そういうのを早目に町民に危ないよ、避難したらどうかというのは、何か心細いというか、そういう対策というのは自治会長さんのほうにどうですか、町道孤立していませんかとか何か、そういう策定書に基づいてこのくらいじゃないと動かないんですよとか。そうじゃなくて、実際に町民が通れない、生活道が雪でいっぱいになったというのを把握してもらって何とか除雪、その他独居老人で動けない人とかそういうの見回りするとかという形を何かとれないものかと思います。その辺はどのように考えているのか、その辺の実際の組織の動かし方というか、連絡方法の方法を具体的に何かしている方法があるのかどうか、その辺をもう一度伺います。

あと、ゴルフ場地籍調査については今町長からありました。外周は一筆で立ち会っていくと、ダム湖面に対してはそういう必要性がないんだろうから行わないよと、表面上という

か地図上でやると。実際今度ゴルフ場の中では、ふえただの減っただのその辺わかりませんが、減るといえるのか、いや増えるということがあると思いますけれども、実際増えた場合にその税金の課税とか何かはどうなっていくのか、ちょっとわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（関 民之輔君） 田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） ただいまの池座議員の2回目のご質問について一つずつお答えさせていただきますと存じますが、もし抜けていましたらまたご指摘いただきたいと思います。

まず、定住対策に対するアンケートの調査でございますが、これにつきましては、どこかにターゲットを絞ったアンケートということではなくて、長柄町のホームページの中でちょうど暮らしに関するサイトがございますがそちらをクリックいただくとアンケートの内容が、町内の方だけではなく、とにかくホームページをごらんになった皆さんに対して全てにご質問を一般的にさせていただくような内容で載せております。今現在もこれは載せてございますので、ぜひご覧いただければというふうに思います。この辺のニーズ調査につきましては引き続き画面でも載せてございますし、またこれでいろいろな応答が今現在余りないという事実も現状でございますので、この辺につきましてはまた町民もしくは皆様の意向を確認する上でのまた工夫も努力してまいりたいというふうに考えております。

それから、過去5年間の子供さんの出生数についての2回目のご質問でございますが、この数字につきましては、先ほど大岩議員のほうからご質問をいただきましたように、やはり若者定住、人口対策、これについてのやはり顕著な数字があらわれているというふうに認識もしております。人口につきましても減少を現在たどっておりますが、この辺については大きな課題だと、将来にわたってやはり学校におきましても、ちょっと私の範疇とは離れますが、総合的に考えますと適正規模の学校のあり方、そういうものにも波及する大きな課題でございますので、その辺については先ほどの質問の際にもお答え申し上げましたが、あらゆる助成制度、そういう対策を今後も重要な課題として捉えて検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、防災対応についてのいろいろな2回目のご指摘、ご質問ございましたが、さきの大雪の際の対応、その前の夏の台風、そういったものの対応につきましては、さきの台風の際にもいろいろな反省点がございました。

それも踏まえて今回の大雪、これにつきましても言いわけではございませんが、かつて40年ぶりの大雪だというような状況でございましたが、できるだけ先手を打って町のほうでも

総務の防災担当、それから事業課の実際の実働部隊、それから住民課のほうのケア、そういうものに対して必要な第2配備を事前に配備いたしました。その中でやはりすぐに対応していく話といたしましては、やはり坂の多い本町の特徴がございますので、坂を中心に交通の麻痺がどういう状態にあるのか、その辺を即座にパトロールを行い、骨格道路の幹線県道、それから町の幹線町道、そういったものをまず第一義的に除雪の手配をいたして進めたところでございますが、何せ大きな雪でございましたので、なかなか町道の毛細血管のほうにまでは細部にわたっては除雪のほうの手がなかなか行き届かないというような現状がございました。この辺につきまして、町のほうでもできるだけ町道の除雪については努力したわけですが、この辺につきましては、やはり限界がございます。その辺につきましては、今後公で行えるものについては精いっぱい行いますが、それに伴う共助、自助、そういったものにつきましても今後やはり対応としましてはPRもさせていただきますし、検討をさせていただいた中で今後対応を充実していきたいというふうに考えております。

また、大雪の際に外に出られない町民の方も数多くいらっしゃいました。その中で一番町のほうで重点的に行いました内容といたしましては、エリアメールの発信だとか防災無線の放送だとかそういうもの、あるいは緊急的な援助が必要な方がいらっしゃるかどうか、この辺についてもお電話で承った中でそれぞれその辺の緊急度合いを判断しながら対応してきたという状況でございます。いろいろな反省点もございますが、今後にまたつなげてまいりたいというふうに考えております。

それから、地籍調査に関するご質問の中で、作業の内容につきましては事業課のほうで担当しておりますので私のほうからはコメントは差し控えたいと思いますが、税の課税の方針でございますが、この辺につきましては、終わったところ、まだ終わらないところ、そういうやはり時差がどうしても生じます。その中の取り扱いについては、終わったところからどんどん課税していくのか、それとも全部終わるまで課税を見合わせるのか、この辺については今現在検討課題となっておりますので、これからその辺の方針も定めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） 白井地域整備班長。

○地域整備班長（白井 浩君） 私のほうから、先ほど町長のほうから主にダムのことということで外周を調査してという答弁ございましたけれども、私のほうからはゴルフ場につきまして補足ということをお願いしたいと思っております。

現在本町のほうには4社、ゴルフ場ございますけれども、ご存じのようにそれぞれ開発の時期とか運営形態違いますので、調査方法、多少の差異が今後生じます。現在行っておりますミルフィーユゴルフクラブの件につきまして、現状ということで実施に入っておりますので、その調査方法についてちょっとご説明のほうをさせていただきたいと思っておりますけれども、ゴルフ場内における土地の大部分、ご質問のようにコースとなってしまっておりまして、造成とか開発に伴って現況と大きく異なっているという状況でございます。

ゴルフ場の場合にはその外に残置山林のような形で、もともとの山の形態を保持したまま残っているところなどもございまして、ダムとはちょっとまた違うわけでございますけれども、それらをわかるものにつきまして当然ですけれども一筆地の調査を行う、立ち会いを行うということになります。ダムと同様でございます、外周についてはもちろん先んじて行うということになります。造成によってもうその境界がわからなくなっている部分につきましては、ミルフィーユさんの場合には近年に行われているものですのでさまざま資料等もございまして、主に航空写真ですとか従前の地形測量をした地形図ですとか、その辺のものを参考にさせてもらいながら内部の土地の形態を図上で決定していくということになるかと思っております。その際に、地権者会の皆さんに、せんだつても行いましたけれども、お集まりいただきまして、それぞれのその辺の境界の今後の確定方法についてご理解を求めてやっていくということでやっております。

査定方法については以上です。

○議長（関 民之輔君） 石井健康福祉班長。

○健康福祉班長（石井正信君） 独居老人等に関してでございます。独居老人に関しましては、民生委員、自治会、自主防災組織、もちろん町でもそうですけれども、誰がということではなくて、この組織自体が円滑に最も有効に動けるような体制を検討していかなければならないというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（関 民之輔君） 2番、池座輝美君。

○2番（池座輝美君） 答弁のほう伺いました。是非最後に要望で終わりますが、今のニーズ調査、今後ともホームページに頼らず、最後には町民に直接わたるような形で一度あわせて、ホームページはホームページでも構いません、一度町民に直接わかるような文書、あるいは自治会長を通してでもいいですし、町の受付でもいいじゃないですか。今ちょうど納税の時期でありますのでそこに合わせてアンケートを、来た人に持っていってもらって回答を願うとか、そういう形で是非幅広くちょっとお願いできれば、相手からインターネットのアクセ

スを待つだけじゃなくて、こちらからも手を打ちたいと思いますので、是非ご協力のほうをお願いしたいと思います。

それと、今防災対策のほうもありました。独居老人等の救出とか把握とかに、もし亡くなられていたという方が今のところないので安心はしておりますが、いつ災害というのは巨大化して我々を襲ってくるかわかりません。ですので、一刻のちゅうちよすることなく、危険だと思ったときには早目の防災本部なりでもつくって活動できるような形を、みんなが問い合わせしたときに役場いなかったよと言われるようなことがないようにぜひお願いしたいなと思います。

地籍調査のほうは今後のまた実施の経過を見守らせていただきたいと思いますので、今後もしよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 以上で池座輝美君の質問を終わります。

---

#### ◇ 山 根 義 弘 君

○議長（関 民之輔君） 次に、5番、山根義弘君。

○5番（山根義弘君） 5番、山根でございます。よろしくお願いします。

最近、常日ごろ健康管理に余念がない、そういう年齢になってきました。知人との挨拶や話題でも専ら持病の自慢話、そういうもので話題が尽きないというようなことでございます。持病の数や薬の種類が多いほど自慢できるというようなことでございまして、考えてみれば持病の自慢話ができる間が花だと悟るきょうこのごろでございます。日ごろの健康管理がいかに大切であったか、この年になりますと持病の多くが生活習慣病と深く関わっていることがわかりました。今になって、もはや手遅れ状態であるということに後悔しつつも、これ以上家族や社会に迷惑をかけないように心がけるしかありません。我が町の議員の方々におきましても、ほんの若干ではありますけれども、メタボと診断されている方がいるように聞いてはおりますので、くれぐれも健康管理に留意していただきたいと思います。

そのようなことから、今回は町民の皆様の健康、これをテーマに一般質問をさせていただきます。

1項目めでございますけれども、生活習慣病の予防についてでございます。

日本人の三大死亡原因でありますがん、心疾患、脳卒中、それにさらに糖尿病、高血圧性疾患、慢性腎不全、肝硬変などを合わせて七大習慣病と呼んでおります。もともと成人病と呼ばれておりましたけれども、生活習慣から起因するため聖路加病院の日野原重明先生の提言により生活習慣病というふうになりました。日本では生活習慣病に起因する疾病として主にがん、脳血管疾患、心臓病などが指摘され、それらは日本人の三大死因ともなっております。肥満はこれらの疾患になるリスクを上げるもので、肥満症候群をメタボリックシンドロームとも呼んでおります。日本での生活習慣病の要因としては、総じていわゆる食生活の欧米化や運動不足、たばこ等が要因として働いているとされております。

そんなことで4点ほど伺います。

1点目ですけれども、健康増進法に定めるところの健康長柄21の策定についてお聞きいたします。

生活習慣病の予防を目的として、その大きな原因である生活習慣を改善する運動である健康日本21は健康増進法に規定されており、さらに都道府県、市町村においても健康増進計画の策定が努力義務として規定されております。現在、全都道府県で策定が完了していますが、市町村での策定は余り進んでいないのが実態でございます。平成22年度をめぐとする第1次健康日本21計画では、疾病の発生を防ぐ一次予防に重点対策を置きまして、食生活、運動、心の健康づくり、たばこ、アルコール、歯の健康、糖尿病、循環器病、がんの9つの分野について具体的な数値目標を設定しまして、目的達成のため自己管理能力の向上、専門家等による支援と定期管理、保健所等による情報管理と啓発普及の推進の3つを柱とする対策を行ってきました。平成23年度からは第2次健康日本21が既にスタートしております。

しかし、長柄町では健康日本21ならぬ健康長柄21の策定がまだなされておられません。生活習慣病に起因する疾病を防ぐことは住民個々の家庭環境を守ることでもあります。そして、生活の質の向上や平均寿命及び健康寿命の延伸に深くかかわってきます。また、際限なく膨れ上がる医療費の抑制に寄与するということは言うまでもありません。確かに健康増進法では市町村健康増進計画策定については努力義務とされておりますが、生活習慣病の予防をさらに計画的かつ迅速に、そして着実に推進するためには健康長柄21の策定が必要であると考えますが、いかががお聞きします。

なお、健康長柄21については、私が仮につけた名称でありますので、ご了解をいただきたいと思っております。

2点目でございますけれども、生活習慣病予防策の具体的な実施状況について、現在行わ

れている予防策の実施状況をお聞きします。

3点目ですけれども、生活習慣病予防策の効果と評価についてでございますが、予防策実施における効果と評価についてお聞きいたします。

4点目でございますけれども、小児生活習慣病予防策についてお聞きいたします。

小児生活習慣病は、従来成人の病気とされていたものが子供にも増えていることからつけられた名称でございます。動物性脂肪のとり過ぎなどの偏った食事や運動不足、ストレスなどが原因とされ、小児に見られます高血圧症、糖尿病、高脂血症、動脈硬化症などの生活習慣病でございます。健診実施対象は小学校4年生と中学校1年生と聞いておりますけれども、長柄町での小児生活習慣病と診断されている人数と割合をお聞きします。

また、予防策実施状況と効果についてお聞きいたします。

次に、2項目めでございます。がん検診受診率についてお聞きいたします。

がん対策基本法に基づき政府が策定しますがん対策推進基本計画は平成19年6月に策定され、基本計画に基づきがん対策が進められてきました。その後、新たな課題が明らかになってきたことから見直しを行いました。平成24年度から28年度までの5年間をがん対策の総合的かつ計画的な推進を図り、がん対策の推進に関する基本的な方向を明らかにするとしてまいりました。これにより、がん患者を含む国民ががんを知り、がんと向き合い、がんに負けることのない社会を目指すものでございます。本基本計画における分野別施策において、がんの早期発見としてがん検診、これは胃、肺、大腸、乳、子宮頸のこの受診率を5年以内に50%を達成するとしております。

そこで、長柄町におけるがん検診受診率についてお聞きいたします。

1点目ですが、過去3カ年の受診率についてお聞きします。

2点目ですが、厚生労働省の掲げる受診目標率50%の受診目標率達成に向けた施策展開をどのように図っているのか、その取り組みについてお聞きいたします。

3項目めでございます。長柄町の町国民健康保険運営についてお聞きいたします。

平成25年度長柄町国民健康保険特別会計当初予算額では10億4,140万円と定め、歳出における2款についての医療給付費は6億9,238万9,000円、9款での積立基金は6万1,000円となっております。また基金積立累計は約2,000万円となっておりますと聞いております。千葉県からは、国民健康保険事業基金は医療給付費の3カ月分を積み立てるようにとの指導があると聞いておりますので、長柄町においては約1億7,309万7,000円が3カ月分に相当することになります。ところが、基金積立累計は約2,000万円とのことで約半月分にしか満たない基

金の積み立てになっていますし、積立基金も平成25年度当初予算では6万1,000円の積み立てにとどまっているということでございます。

町国民健康保険事業基金の設置管理及び処分に関する条例によりますと、設置目的は、療養給付に要する経費及び財政調整に要する経費に充てるとしております。医療給付費は平成25年度予算で6億9,238万9,000円と多額な予算額であること、また県の指導する3カ月分の積み立てに対して大幅に下回っていることから事業運営には支障を来すことにならないかとの懸念を抱きますが、いかようにお考えでしょうか、お聞きします。

また、郡内町村の状況もあわせてお聞きします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（関 民之輔君） 答弁願います。

町長、成嶋尚武君。

○町長（成嶋尚武君） 山根議員の1点目の生活習慣病の予防に関するご質問にお答えをいたします。

市町村健康増進計画健康長柄21は、健康増進法第8条第2項の規定で定めるよう努めるものとするとなっており、議員の言われたとおり努力義務となっております。努力義務ということもあり、郡内市町村は計画を策定していないのが実情でございます。健康目標を設定した計画書は重要であると認識しているところでございます。現状は、国の健康日本21や県計画である健康千葉21に沿った事業を実施しております。また、事業担当課では、年度ごとにいわゆるPDCAサイクルに基づき事業を進めているところでございます。当面は千葉県の健康増進計画健康千葉21を一つの指針とし事業を展開してまいります。今後計画書作成に向けて前向きに検討してまいります。

次に、生活習慣病予防策の具体的な実施状況についてお答えをいたします。

町では、ポピュレーションアプローチといたしまして、運動指導や栄養指導などを取り入れたヘルスアップ教室を実施しております。また、今年度から長柄ダムウォーキングを開催し、好評を得ております。ハイリスクアプローチとしては、特定健康診査の結果、一人一人に合わせ、生活習慣を見直すためのアドバイスを行っています。また、随時に健康栄養相談、各種教室を開催しております。

次に、生活習慣病予防対策の効果と評価についてお答えをいたします。

町民の生活習慣病及び予備軍に該当する方の割合は横ばいか微増傾向にあります。しかしながら、重篤な脳血管障害や心疾患の割合は減ってきていますので、個別指導等による重症

化予防は効果があったものと思われます。

次の小児生活習慣病予防対策については、学校関係のご質問でございますので、後で教育長のほうから答弁をさせます。

次に、2点目のがん検診につきましてお答えをいたします。

まず過去3カ年の受診率ですが、町では肺・胃・大腸・子宮・乳がん検診を実施しております。それぞれの受診率は、平成24年度のがん検診で20.7%で最も低く、平成23年度のがん検診の43.2%が最も高い数値となっております。

詳細は健康福祉班長に答弁させます。

次に、厚生労働省の掲げる受診率50%の目標数値と町の実績値とは乖離がございますが、千葉県健康増進計画の健康千葉21では、平成28年度までの胃・肺・大腸のがん検診率を40%とし、平成34年度までの子宮・乳がん検診率を50%としているところであります。当面は県の数値を目標に受診率向上の施策を図りたいと考えております。

受診率向上には何よりもがんに関する知識の普及が重要であり、早期発見、早期治療を広く住民に知っていただくことが大切なことと認識しております。あらゆる機会を捉えて普及に努めてまいります。また、町民にとって受診しやすい体制を整えるため、平成24年度から子宮・乳がん、骨粗鬆症の検診を同日に実施し、受診者の利便性の向上を図りました。今後も若い世代への予防教育等、一つ一つ着実に実行することにより、受診率の向上に努めたいと存じます。

次に、国民健康保険基金の積み立て状況についてお答えをいたします。

基金の積み立て状況につきましては、国や県の指導では、適正な基金の規模については保険者の規模に応じて安定かつ十分な額とされ、明確な数値目標は示されておられません。一般的には保険給付費のおおむね3カ月分程度あれば急激な医療費等の増嵩に耐え得ると考えていますが、その場合必要な基金の規模は現在の医療費水準では1億5,000万円以上の額が必要となりますが、現時点での基金残高はその2割にも満たないものであります。一方で、25年度末における繰越金は約6,000万円程度を見込んでおり、医療費の増加により24年度末の約1億円から目減りはしておりますが、基金と合わせると医療費のほぼ1カ月分程度は賄える水準であるため、それなりの担保はされている状態であると考えております。今般の3月補正予算の中では若干ですが積み増しをお諮りしております。これにより25年度末の基金残高は2,600万円程度になると見込まれます。

基金の充実については、国民健康保険の基盤強化の観点から重要な課題と認識しておりま

すので、まずは目標として平成18年度時点の水準である4,000万円程度まで積み増しして、国民健康保険の安定的な運営を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 答弁願います。

教育長、佐川和弘君。

○教育長（佐川和弘君） 山根議員の小児生活習慣病予防対策についてお答えいたします。

まず、小児生活習慣病の一般的な概念ですが、成人になったときの状態を考慮しながら小児期から治療や管理をしなければならない疾患であり、危険因子として肥満、高脂血症、高コレステロール、高血圧、家族歴、ストレス、運動不足が挙げられておまして、この割合は小中学生で40%ほどというふうに言われております。

このような状況の中で、町も小学4年生と中学1年生の児童・生徒を対象に小児生活習慣病予防健診を行っております。平成25年度の小学校4年生の健診結果では、54人中27人が要指導群とされました。割合としては50%であります。また、中学1年生では56名中22名が要指導群となっております。割合は39.2%であります。要指導群の内容は、要精検、経過観察、生活指導と3段階に分かれております。このうち要精検と判定された子供は小学4年生で13名、中学校で9名となっております。このうち医療機関を受診し再受診の必要のある医学的管理が必要と判定された数は小学生2名、中学生2名でありまして、全体に占める割合は小学生が3.7%、中学生3.6%であります。

予防策としましては、健康教育として、保健体育の保健分野での授業あるいは技術家庭科の家庭科分野での授業、そして学校給食を通じた実践的食育指導など日常的に実施するとともに、保護者に対する啓発活動にも取り組んでおります。

効果につきましては、保護者から食事を考えるいい機会になったとの意見であるとか、子供の意識改善により野菜などを積極的に食べるようになったというような報告を受けております。子供たちの健康は何事にもかえがたいものでありますので、これらの事業を充実させてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 補足説明を願います。

川島保険住民班長。

○保険住民班長（川島 修君） ただいま国民健康保険基金について町長答弁がありました。

山根議員の口述の中で郡内町村の基金の保有状況として聞かれていたようですので、追加して状況を答弁させていただきます。

町村別に申し上げますけれども、白子町が1億6,000万円、長生村が8,722万4,000円、一宮町が1,000円、睦沢町が1億1,782万1,000円、長南町が6,259万4,000円、長柄町が2,687万5,000円でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（関 民之輔君） 補足説明を願います。

石井健康福祉班長。

○健康福祉班長（石井正信君） 失礼いたしました。お手元の資料、がん検診受診率をごらんいただきたいと存じます。単位は省略させていただきます。平成23年度、24年度、25年度の順に申し上げます。

まず、肺がん検診について申し上げます。37.1、36.5、38.4。次に胃がん検診についてでございます。22.4、20.7、20.4。次に大腸がん検診です。36.0、36.2、38.6。次に子宮がん検診です。30.7、29.5、29.4。最後に乳がん検診について申し上げます。43.2、40.5、39.4。

以上でございます。

○議長（関 民之輔君） ありがとうございます。

一般質問の途中でありますが、ここで暫時休憩といたします。再開は1時15分といたします。

休憩 午後12時15分

再開 午後 1時15分

○議長（関 民之輔君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山根義弘君の一般質問、2回目の質問を求めます。

5番、山根義弘君。

○5番（山根義弘君） それでは、自席で2回目の質問をさせていただきます。

1項目めの生活習慣病の予防についての1点目でございます。

健康増進法に定める「健康長柄21」の策定についてでございますけれども、住民の健康を守るため、生活習慣病予防施策は、計画的かつ確実な目標値の設定が不可欠であります。

先ほど、当局のほうからも説明がありましたけれども、施策実施における計画の検証、そ

して見直し、つまり P l a n - D o - C h e c k - A c t i o n、いわゆる P D C A サイクルです。これが、当然必要だというようなことで、当局についても認識されているということで安心をいたしました。

それにしても、そのためには、基礎調査をベースに計画を立てることが必要でございます。本計画策定に当たっては、かなりのマンパワー、あるいは費用が当然必要であります、何よりも町民一人一人が幸せな人生を送るための基盤は、健康を維持することにあります。さらに、医療費の抑制により、財政基盤の圧迫を避けることもできますことから、速やかに本計画策定について検討を願いたいと思います。これについては、答弁は結構でございます。

2点目の生活習慣病の予防実施についてでございます。

特定健康診査、いわゆるメタボ健診について、健診率を国は平成29年度までの目標率、60%というふうに定めております。また、特定保健指導についても同様に、目標とする指導率を60%と定めております。

それを受けて、長柄町では、町特定健康診査等実施計画において、国からの目標を順守しておられます。

しかし、先般行われました議員説明会で配付されました町3カ年実施計画では、特定健康診査健診率においては、40%から43%、3カ年です。そして特定保健指導率は55%としております。国の目標率とは異なって低く設定されております。この理由をお聞きいたします。

4点目の小児生活習慣病予防策についてでございます。

先ほど、教育長のほうからご答弁いただきまして、かなりの割合での数値をお聞きしまして、我々議員一同びっくりしたわけなんですけれども、この習慣病については、家庭環境に起因する影響が非常に大であるということでございます。

先ほど答弁の中でも、家庭との連携という形の中で、ご認識されて、そして実施していくと、しているということをお聞きしましたので、これについては安心しているところでございます。これについては、ご答弁は結構でございます。

次に、2項目めのがん検診受診率についてでございます。

個人にできるがん対策は、早期発見でございます。そのためには、確実な検診が必要となります。

先般私は、人間ドックにおいて、大腸がんの陽性反応が出ました。それで、昨年度末に、大腸がん検査を行ったわけでございますけれども、この検査を受けるまでの数週間は、仮に余命宣告でも出されてしまったら、自分自身と今後どうやって向き合っていけばいいのか、

不安な日々を過ごしたわけでございます。

幸い何事もなく、無事に帰宅しましたが、まさか自分が疾患の疑いがあるとは思いませんでした。何よりも定期的な検診による安堵感と、万が一のことがあっても早期発見が自己防衛手段だと思えます。これからも住民のために、さらなるがん対策の推進をお願いいたします。これについても答弁は不用でございます。

2回目の質問を終わります。

○議長（関 民之輔君） 川島保険住民班長。

○保険住民班長（川島 修君） 検診目標と3カ年実施計画との目標設定についてお答えいたします。

ご指摘のように町特定健康診査等実施計画では、高齢者の医療費の確保に関する法律の規定において、厚生労働大臣が定める特定健康診査等基本方針において、平成29年度の目標受診率を60%としており、それに達成させるために、毎年、受診率を上げるよう計画を定めております。

しかしながら、20年度から始まりました特定健診、特定健康指導においては、健診受診率は40%前後、保健健康指導率は50%前後を推移しております。

町3カ年実施計画では、実際の財政需要予測をもとに策定しておりますので、実際には実現が難しい町特定健康診査等実施計画のベースではなく、現実の健康受診率や保健指導実施率において設定としておるところでございます。

もちろん、それでいいとしているわけではございません。健診に当たっては、集団検診での心電図、眼底検査の全員実施や健診会場までの役場までの送迎バスの運行、保健指導にあたっては、きめ細やかなフォローを行うなど、健診受診率、保健指導実施率のアップのために、さまざまな努力を行ってまいりました。

今後も、健診受診率や保健指導実施率をますます高められるよう、あらゆる取り組みに啓発を行ってまいりたいと思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 5番、山根義弘君。

○5番（山根義弘君） それでは、3回目の質問ということで、1項目めの生活習慣病の予防についてでございます。

そのうちの2点目の生活習慣病の予防実施についてでございます。

町の特定健康診査等実施計画と町3カ年実施計画において、その目標率の違いというのは、それぞれの目的あるいは性格の違いによることの差異であるということは理解いたしました。

しかし、町3カ年実施計画において、一方では、目標率に向かっての努力意識が薄いのではないかとの見方もありますことから、特定健康診査健診率及び特定保健指導については、努力目標も若干加味していくことも肝要ではないかというふう感じたわけでございますけれども、今、川島班長のほうからご答弁いただいた、いろいろ啓発等もしていくというようなことの中でもありますので、これについては一安心というようなことでございます。

ただ、見方によっては、その努力意識という部分を問われるというようなことも、十分意識をしていただければなというふうに考えます。

また、もう一つ懸念するのは、国の示す目標率に達しない場合は、罰則もあり得るというふうにご意気込んで、及んでいますことから、懸念を申し上げた次第でございます。ご答弁は不用でございます。

以上で3回目を終わります。

○議長（関 民之輔君） 以上で、山根義弘君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

---

#### ◎議案第1号、議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第5、議案第1号 長柄町職員の再任用に関する条例の制定について、議案第2号 長柄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、いずれも関連がございますので、会期規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

町長、成嶋尚武君。

○町長（成嶋尚武君） 議案第1号 長柄町職員の再任用に関する条例の制定について、議案第2号 長柄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、提案理由を説明申し上げます。

まず議案第1号 長柄町職員の再任用に関する条例につきましては、地方公務員法第28条の4、第28条の5及び第28条の6の規定に基づき、職員の再任用について定めるものであります。

平成25年度に、60歳定年退職となる職員から、退職共済年金の比例報酬部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、60歳で定年退職した職員について、無収入の期間

が発生しないようにするため、再任用制度を導入しようとするものであります。

次に、議案第2号 長柄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例につきましては、地方公共団体の一般職の職員の採用に関する法律第3条、第4条、第6条及び第7条の規定に基づき、専門的知識を有する者を採用する場合、一定期間、業務量が増加する場合及び一定期間、職員が欠ける場合など、任期を設け職員を採用する制度を導入するものでございます。

詳細につきましては、総務企画班長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 補足説明を求めます。

蒔田総務企画班長。

○総務企画班長（蒔田 功君） それでは、議案第1号、第2号につきまして、補足説明を申し上げます。

議案と別添資料、条例新旧対照表によりましてご説明申し上げます。

まず、議案第1号、議案のほうをごらんいただきたいと思います。

長柄町職員の再任用に関する条例でございます。

第1条は、趣旨でございまして、町長提案理由で申し上げましたとおり、雇用と年金の接続という観点から、新たに定められたものでございます。

定年または特例により定年を延長して退職した者、または勸奨により退職した者について、従前の勤務実績等に基づく選考により再任用ができるというような趣旨でございます。

第2条につきましては、定年退職者に準ずる者ということで、勸奨退職で退職した者についての条件を規定してございます。

1号では、25年以上勤務して、退職の日の翌日から5年を経過する日まで、それから第1号により再任用された者の更新ということの規定でございます。

第3条は、任期の更新でございます。勤務実績が良好である場合、職員の同意を得て更新ができるという規定でございます。

第4条につきましては、任期の末日の規定でございまして、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前という規定でございます。

本条例については、公布の日から施行ということで、議決をもって公布とする予定でございます。

次に、附則ですけれども、附則の中に、職員の給与に関する条例及び職員の定年等に関する条例、それから職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正の規定がございます。

こちらについては、新旧対照表によりまして、ご説明申し上げます。

1 ページをお願い申し上げます。

初めに、職員の給与に関する条例ですけれども、第6条に6条の2を追加し、再任用職員の給料月額を規定してございます。

給料については、7ページに給料表の一部、追加する部分がありますが、一般職の職員の給料表の下に再任用職員ということで、18万5,800円から36万1,600円の間で各級ごとに給与を規定するものでございます。

第2項につきましては、勤務時間の関係でございます。

再任用職員のうち、短時間勤務とした場合における給料月額については、正規の勤務時間、週38時間45分を分母とした、その勤務時間の割合で給料を支給するという内容でございます。

第11条第2項の2号では、短時間勤務職員の通勤手当についての規定でございます。出勤日に応じた手当支給の規定でございます。

めくっていただきまして、2ページ、第15条については、時間外勤務手当の規定でございます。

再任用職員のうち、短時間勤務職員について、その時間外勤務が7時間45分、正規職員の1日の勤務時間に達するまでは割り増しの対象としないと、100分の100の支給とするという規定でございます。

次に飛びまして、4ページの一番上ですけれども、これも時間外勤務手当の規定ですけれども、時間外勤務について、振りかえの対応する場合、振りかえの割り増しについても7時間45分に達するまでは100分の100とするという規定でございます。

次に、第20条期末手当の関係でございます。

4ページ、一番下ですけれども、3項に、再任用職員の期末手当の支給率の割り落としの規定がございまして、6月分、122.5を100分の65、12月分、100分の137.5を100分の80とするものでございます。

次に、6ページをお願いします。

6ページについては、勤勉手当にかかります再任用職員の規定でございます。

勤勉手当については、一般の職員100分の67.5のところ、再任用職員については100分の32.5という規定でございます。

最後、7ページですけれども、7ページ、特定の職員についての適用除外、22条の3ですが、この規定については、第10条から10条の3、内容は、扶養手当、住宅手当について、再

任用職員には支給しないという規定でございます。

給与条例の一部改正については、以上でございます。

次に、8ページをお願いします。

長柄町職員の定年等に関する条例の一部改正でございます。

従前は、この条例の第5条に再任用の規定がございましたが、今回新たに再任用条例を制定するというので、この規定を削除するものでございます。

次に、11ページをお願いします。

再任用条例にかかわります職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

第2条については、これについては育児休業にかかります、本案とは直接関係ありませんが条例整備でございます。

めくっていただきまして、12ページです。

12ページについては、再任用の職員の中の短時間勤務職員の勤務時間の規定でございます。1週間に当たり、15時間30分から31時間までの範囲で定めるという規定でございます。

次に、第3条、週休日及び勤務時間の割り振りですが、再任用職員のうち短時間勤務職員につきましても、一般の職員、週休日が土曜、日曜になっていますけれども、加えて月曜から金曜までの5日間の中で、別に週休日を設けることができると。加えて、設けることができるという規定でございます。

第2項ですけれども、下のほうですけれども、これも再任用短時間職員の規定ですが、勤務時間の割り振りについてでございます。1日につき7時間45分を超えない範囲内で割り振るという規定でございます。

めくっていただきまして、14ページ、ちょっと前のページになるんですけども、第12条、年次有給休暇の第1項第1号ですけれども、こちらについても再任用短時間勤務職員の規定で、二十日を超えない範囲で定めるという規定でございます。

同じ条の3項、年次休暇の支給の単位でございますけれども、短時間職員については、1時間を単位として与えるという規定でございます。

長柄町職員の再任用に関する条例の制定については、以上です。

続きまして、議案第2号 長柄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

議案をごらんいただきたいと思います。

第1条は、趣旨でございます。

先ほど、町長の提案理由にもありましたように、専門的知識を有する者、あるいは一時的に業務量がふえるような場合に、任期付職員を採用できるというような趣旨でございます。

第2条、第3条については、任期付職員の採用の内容を規定してございます。

第2条については、専門的な知識を有する者を、専門的な知識経験が必要とされる業務に期間を限って受理させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合、選考により任期を定めて採用できるということで、1号から4号まで、その内容が列記されております。

1号では、職員の育成に相当の期間を要するため、部内で、その一定期間確保が困難である場合。第2号は、急速に進歩する技術に係るもので、その専門的知識を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合。3号では、その知識経験を有する職員を、他の業務に従事させる必要があるため、その代替職員についてを部内で一定期間確保することが困難な場合。第4号では、最新の専門的な知識経験が必要とするものであることにより、その知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合。こういった場合に、任期付の職員を採用できるとなっています。

3条のほうは、もう一方のほうの内容でございまして、第1項にあります。公務の能率的運営を確保するため、第1号では、一定の期間内に終了することが見込まれる業務、第2号では、一定の期間内に限り、業務量の増加が見込まれる業務、こういった場合に任期付職員を採用できるということでございます。

2項では、そういった職員以外、ということは任期を定めない、私ら一般の職員です。一般の職員を一時的な業務に当てる場合に、その代替として任期付職員を採用することもできるという規定でございまして。

第4条では、その任期付職員について、短時間勤務で採用することができるという規定でございまして。

この場合、1項では、公務の能率的運用を確保するため必要がある場合、2項には、住民に対して直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長したり、あるいは繁忙時における提供体制の充実、またはその延長した提供時間、充実した提供体制を維持する必要がある場合、こういった場合に任期付を採用できるということでございます。

3項については、これは一般の職員の代替の規定でございまして、1号では、介護休暇の承認を受けた職員の代替として任期付職員を採用できる、2号では、育児休業によります部分休業の場合、任期付職員が採用できるというような規定でございまして。

それから、第5条については、任期の特例、これは延長が可能であるという規定でございます。

第6条については、任期の更新に当たり、職員の同意を得る必要があるという規定でございます。

第7条については、第2条で説明申し上げました専門的知識を有する職員の場合の任期付職員の給料月額でございます。1号から第5号給まで、37万5,000円から61万7,000円で規定してございます。

第8条は、一般任期付職員の給料ということで、これは一定の期間に業務が終了する場合、増加が見込まれる場合ということで、第3条に規定してある職員の場合でございます。

給料については、先ほど、再任用のところで説明申し上げました新旧対照表の7ページの給料表の下段、任期付職員の14万4,500円から21万9,200円、この給料いずれかを適用するということでございます。

また、この給料の支給については、その職務の複雑困難、責任の度に基づき割り当てるということになっております。

第9条では、これも再任用と同様にございまして、期末手当、勤勉手当、扶養手当、住宅手当については、先ほどの再任用職員の条項を準用する、読みかえて適用するというような規定でございます。

補足説明については、以上でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

大岩君。

○9番（大岩芳治君） 職員の再任用に関する条例なんですけれども、希望すれば全員、再任用するのですね、これが第1点。

一問一答でいいんですけれども、二、三まとめて聞きますけれども、管理職にあった者も、その対象になるのか。

それから、例えば、60歳で定年になって1年置いて、それでもう1年後に再任用してほしいという場合も、その対象になるのですね。

それから、特定任期付職員なんですけれども、これが、退職した職員も、この特定任期付

職員の対象になるのかどうか、その4点を、ちょっとお伺いします。

○議長（関 民之輔君） 答弁願います。

蒔田総務企画班長。

○総務企画班長（蒔田 功君） ご質問にお答えします。

まず、再任用の関係でございます。

まず、希望すれば全員再任用できるかという点ですけれども、これについては、従前の勤務実績による、勤務実績の悪い方は一般的にだめです。

かつ、担当する業務がある場合です。仕事もないのに再任用はできませんので、仕事があって、かつ勤務実績がいい場合、これは町として、できるだけ再任用するように努力するというようなスタンスであります。

次に、管理職の再任用ですけれども、管理職、管理職以外の職員についての区別はございません。あくまでも、定年が基本ベースになっています。

それから、間があいてということですが、年齢65年に達する日の3月31日、65歳、誕生日の年度末までであれば、それは、採用は可能でございます。

あくまでも、大前提として、仕事が、その担当していただく仕事があること、そして従前の勤務実績が良好であること、これが条件になります。

当然、再任用職員も、町の職員の定数に入りますので、全体的な定員管理、職員のバランス等も勘案した中で、方針は今後決定したいというふうに思っております。

次に、任期付職員の採用でございますけれども、特定任期付職員に退職した職員が当てられるかということですね。

特定の任期付職員、第2条に定めたものは、専門的知識経験を有する者ということになっていますので、そういった職員であれば可能かと思えます。

また、3号に規定してございます、一定の期間内に終了する業務がある場合、あるいは一定期間内に限り業務の増加が見込まれる業務、これらについては、特段の専門的知識等は必要としていませんので、そういったところに退職職員を配置することは、これは特に、特段の問題はない、ありません。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 9番、大岩君。

○9番（大岩芳治君） 例えば、この再任用に関する条例なんですけれども、定年が60歳から、年金が60歳、満額支給するまでの間の再任用でしょう。そうすると、能力あるかないか、仕

事があるかないかで、例えば必要だとか、必要じゃないというのは、それだってきじかげんになっちゃうんじゃないですか。その判断は、どこでするんですか。

大きな目的は、65歳まで再任用ができますよって、本人が希望すれば、言葉は悪いけれども、よっぽどの失態とか、そうない限りは、全員採用するような義務が発生するのではないかなと、私は思うんですけども。

それと、退職した職員が、専門職ならですけども、その専門的な知識というのは誰が査定するんですか。

○議長（関 民之輔君） 蒔田総務企画班長。

○総務企画班長（蒔田 功君） まず、再任用の基準ですけども、おっしゃるとおり再任用について、その市町村は努力するということになっていきますので、最大限努力する必要はあろうかと思います。

ただし、その担当する仕事、あるいは勤務値実績が、特段悪い場合は別だというふうな理解でございます。

この再任用条例については、ご案内のとおり、定年延長までのつなぎの制度でございますので、近い将来、定年は65に引き上げられるということで、ただ、県なんかのお話を伺いますと、ことし定年に達する、ことしというか、この3月に定年に達する職員は、61歳から、年金が一部支給されます。ことし、来年が61、再来年、その次、2年ごとに1歳ずつ上がって、ちょうど私の年が最後なんですけれども、64で支給される年なんですけれども、恐らくその年金の接続という趣旨からすると、必ず65まで再任用しろということではなくて、年金が出るまで、できるだけ再任用、できるように努力する必要があるというふうに認識しております。

それから、任期付職員の専門的知識、経験ということでございますので、これは明確に、何がどうということではないですけども、いろいろな法的な知識とか、土木的な知識とか、いろいろな知識あると思いますけれども、これはその市町村が判断して差し支えないと思います。

以上です。

○議長（関 民之輔君） よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 長柄町職員の再任用に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 長柄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第6、議案第3号 長柄町公共施設整備等基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、成嶋尚武君。

○町長（成嶋尚武君） 議案第3号 長柄町公共施設整備等基金条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

この基金は、町公共施設の整備及び修繕に充てるための資金として設置するもので、先般の実施計画の際にもご説明しましたが、特に老朽化の著しい公民館の建設に向けた財源を積み立てるものであります。

現在の予定では、新年度に建設、検討委員会を設置し、具体的な計画策定を行いたいと考えております。

建設に当たっては、多額の費用が必要となることから、基金条例を制定し、基金積み立て

を行い、建設に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、議会におかれましても、整備促進に向けてのご理解をお願い申し上げます。

なお、長柄町教育施設振興基金の設置、管理及び処分に関する条例については、これを廃止しての預金残高6,914万1,000円を、この基金に引き継ぎ、将来的には教育施設を初めとする公共施設の整備や老朽化に伴う大規模修繕にも対応できるよう考えておりますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 長柄町公共施設整備等基金条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号、議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第7、議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 長柄町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、いずれも関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、成嶋尚武君。

○町長（成嶋尚武君） 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて、議案第5号 長柄町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明申し上げます。

まず、議案第4号 職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、主に4点改正がございます。

1点目としては、千葉県の給与改定に合わせて若年層の給与を引き上げるものでございます。

2点目としては、人事院勧告に基づき、自宅にかかわる住居手当を廃止するものでございます。

3点目としては、6級以上で、かつ55歳以上の職員の昇給を抑制するものでございます。

4点目としては、東日本大震災の被災地派遣に伴う単身赴任手当の創設であります。

次に、議案第5号 長柄町職員の旅費に関する条例の一部改正につきましては、東日本大震災の被災地派遣に伴う着後手当の創設であります。

詳細につきましては、総務企画班長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 補足説明を求めます。

蒔田総務企画班長。

○総務企画班長（蒔田 功君） 補足説明を申し上げます。

初めに、議案第4号 職員の給与に関する条例の一部改正について、説明申し上げます。

議案をめぐっていただきますと、まず別表第1、別表第2とありますが、まず改正の第1点、若年層の給与の引き上げでございます。

行政職、別表第1の行政職給料表におきましては、1級から3級までの職員、1級については68号給まででございます。2級については、36号級まででございます。3級については、16号給まで、給与をそれぞれ100円から2,000円の範囲で引き上げるものでございます。

なお、若年層については、30歳以下の職員とお考えいただきたいと存じます。

2枚めぐっていただきますと、別表第3、医療職給料表がございます。

こちらについても同様ですが、1級から3級まで、1級については68号給まで、2級については、52号給まで、3級については24号給まで、それぞれ100円から2,300円の幅で給料を引き上げるものでございます。

そのほかの改正につきましては、別添資料、条例の新旧対照表により説明申し上げます。

新旧対照表の15ページをお願い申し上げます。

15ページの下の方です。第6条の第7項、一番下にありますが、2号給が1号給

に改正されています。

これについては、6級以上で55歳以上の職員の給与の抑制ということで、これまで2号給だった者を1号給に引き下げるものでございます。

めくっていただきまして、16ページ、第10条の3、住居手当でございます。

左側の改正前、第2項の第2号、一番下のほうです。(2)のところですがけれども、前項第2号に掲げる職員、1,000円とあります。これが、持ち家に係る住居手当でございます。これについて廃止をし、条例を整備したものが右側の改正後でございます。

次に、17ページ、第10条の4、単身赴任手当の創設でございます。

この条項は、全て新規でございます。東日本大震災の被災地派遣に伴いまして、新たに創設する手当でございます。妻帯者、配偶者のいる職員が、単身で赴任する場合、月額2万3,000円の単身赴任手当、2、距離に応じた手当、4万5,000円を超えない範囲内で支給するというものでございます。

給与条例の改正については、以上でございます。

続きまして、議案第5号 長柄町職員の旅費に関する条例の一部改正について、補足説明申し上げます。

こちらは、議案をごらんいただきたいと思っております。

別表、一番下に表がありますけれども、別表の一番右に着後手当というものがございます。これらも新設でございます。

着後手当につきましては、これについても、東日本大震災派遣に伴います創設でございます。いわゆる引っ越し代でございます。宿泊料定額の5夜分ということで、2つ隣に宿泊料ありますけれども、宿泊料1万円の5夜分ということで5万円支給するものでございます。

補足説明は、以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長(関 民之輔君) 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(関 民之輔君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(関 民之輔君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 長柄町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第8、議案第6号 長柄町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、成嶋尚武君。

○町長（成嶋尚武君） 議案第6号 長柄町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。

このたびの改正は、平成25年6月14日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法によるものであります。

この改正法の趣旨は、地方分権による地方の自主性、自主裁量権を高めようとするもので、従前法律で定めていた社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第6号 長柄町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号、議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第9、議案第7号 長柄町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 長柄町設置型浄化槽整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、いずれも関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、成嶋尚武君。

○町長（成嶋尚武君） 議案第7号 長柄町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例及び議案第8号 長柄町設置型浄化槽整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、このたびの消費税の税率の引き上げに伴い、農業集落排水処理施設使用料及び町設置型浄化槽使用料にかかわる規定について、所要の改正を行い、あわせて世帯員数の決定基準日を改正するものであります。

詳細につきましては、地域整備班長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 補足説明を求めます。

白井地域整備班長。

○地域整備班長（白井 浩君） それでは、議案第7号及び第8号につきまして、補足説明を申し上げます。

まず1点目といたしまして、消費税率が、本年4月1日から8%に引き上げられること、また加えまして、その後段階的に10%まで引き上げられる予定となっていることなどから、本条例の改正では、内税方式から外税方式に変更するものでございます。

またもう1点、使用料を賦課する世帯員数の決定について、現在、農業集落排水事業では、年2回、4月1日と10月1日、浄化槽事業につきましては、年1回、4月1日を、それぞれの基準日としております。

これを今回、毎月の転入、転出等を反映させるために改正するものでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第7号 長柄町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 長柄町設置型浄化槽整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第10、議案第9号 長柄町都市農村交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、成嶋尚武君。

○町長（成嶋尚武君） 議案第9号 長柄町都市農村交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、このたびの消費税の税率が改正されることに伴い、長柄町都市農村交流センターにかかわる使用料を見直しするものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第9号 長柄町都市農村交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第11、議案第10号 変更契約の締結について（長柄町道1002号

線・市原市道118号線 道路改良工事)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、成嶋尚武君。

○町長(成嶋尚武君) 議案第10号 変更契約の締結について、提案理由を申し上げます。

町は、平成25年9月12日、第3回定例会において議決をいただき、市原市と共同で町道1002号線・市原市道118号線の道路改良工事を進めているところであります。

このたびの契約変更の内容につきましては、通行車両等の交通安全対策のため、滑りどめ舗装を追加すること等であります。

このことにより、平成25年9月12日、千葉県茂原市茂原1310番地、株式会社三枝組代表取締役三枝輝久氏と、既に契約した額に609万円を追加し、6,825万円で仮契約を締結いたしました。

よって、地方自治法第96条第1項第5号の定めによる町条例、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に該当することから、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(関 民之輔君) 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(関 民之輔君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(関 民之輔君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第10号 変更契約の締結について(長柄町道1002号線・市原市道118号線 道路改良工事)を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(関 民之輔君) 挙手全員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第12、議案第11号 変更契約の締結について（長柄町地上デジタル放送無線共聴施設設置事業）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、成嶋尚武君。

○町長（成嶋尚武君） 議案第11号 変更契約の締結について、提案理由を申し上げます。

町は、平成25年12月11日、第4回定例会において議決をいただき、町内の地デジ放送の難視区域の対策として、長柄町地上デジタル無線共聴施設設置事業を進めているところであります。

このたびの契約変更の内容につきましては、本年4月から消費税が8%に引き上げられることに伴う増額及び工期を延長することが主な内容であります。

このことにより、平成26年2月14日、千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1、株式会社NHKアイテック東関東支店支店長上田元志氏と、既に契約した額に874万1,300円を追加し3億1,487万8,900円に、また工期を本年9月30日まで延長することとし、仮契約を締結いたしました。

よって、地方自治法第96条第1項第5号の定めによる町条例、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に該当することから、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第11号 変更契約の締結について（長柄町地上デジタル放送無線共聴施設設置事業）を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第12号、議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第13、議案第12号 町道路線の認定について、議案第13号 町道路線の廃止について、いずれも関連がありますので、議会規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、成嶋尚武君。

○町長（成嶋尚武君） 議案第12号 町道路線の認定について及び議案第13号 町道路線の廃止について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、首都圏中央連絡自動車道建設による機能補償道路の引き渡しに伴う道路の認定及び廃止であり、道路法第8条及び第10条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、地域整備班長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関 民之輔君） 補足説明を求めます。

白井地域整備班長。

○地域整備班長（白井 浩君） 議案第12号及び13号、町道の認定及び廃止につきまして、補足説明を申し上げます。

力丸地先から、地区から、元地区にかけまして、圏央道が建設されまして、この事業に伴い施工されましたつけかえ道路や側道など、いわゆる機能補償道路が、昨年、国交省から本町に引き渡されたことから、道路法の規定によりまして、この道路の認定及び廃止の手続を行うものでございます。

お手元の認定・廃止地図、後ろのほうにあると思うんですけども、からのものを、ちょっとごらんいただきたいと存じます。

赤い線と青い線、ございますけれども、赤い線につきましては、新規の認定路線が、青い線が廃止路線となっております。

このたびの新規認定路線は11路線、延長にいたしまして1,583メートル、そのうち町道2090号線につきましては、起点部が変更となることから、新たに認定するとともに、旧路線481メートルを廃止するものでございます。

この認定、廃止によりまして、道路延長は、約1.1キロメートル増となりまして、本町の認定実延長、総計で291キロメートルということになります。

ちなみに、補足となりますけれども、現地では、ここに示されているもののほかにも、建設された道路はございます。

そちらは、起終点の変更がないことから、既に認定されている路線の区域の変更として処理いたしますことから、本件には計上になってございません。

よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第12号 町道路線の認定について、原案のとおり可決することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

○議長（関 民之輔君） 举手全員。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 町道路線の廃止について、原案のとおり可決することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

○議長（関 民之輔君） 举手全員。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第14、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、成嶋尚武君。

○町長（成嶋尚武君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由のご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法第423条の規定により、委員3名、任期3年で選任しております。

このうち、13年間の長きにわたり、委員としてご尽力いただきました山田正信氏が、平成25年12月にご逝去されたことに伴い、その後任といたしまして新たに安藤嘉朗氏を選任いたしたくご提案申し上げるものであります。

安藤氏は、人格、識見ともにすぐれた方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任者と存じますので、議会の同意をお願いするものであります。

よろしくお願ひ。

○議長（関 民之輔君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 異議なしと認めます。

この採決は、起立によって行います。

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（関 民之輔君） 起立全員。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は2時35分といたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時35分

○議長（関 民之輔君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第14号～議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（関 民之輔君） 日程第15、議案第14号 平成25年度長柄町一般会計補正予算（第6号）、議案第15号 平成25年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第16号 平成25年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第17号 平成25年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第18号 平成25年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）、議案第19号 平成25年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、いずれも補正予算ですので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、成嶋尚武君。

○町長（成嶋尚武君） 議案第14号 平成25年度長柄町一般会計補正予算（第6号）、議案第15号 平成25年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第16号 平成25年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第17号 平成25年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第18号 平成25年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）、議案第19号 平成25年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、一般会計補正予算であります。6,639万8,000円を増額し、補正後の予算総額を37億3,572万6,000円とするものであります。今回の補正予算は、年度末における諸経費の調整を会計全般にわたり行うものであり、主な内容を款別に申し上げますと、議会費では、議員共済費の確定による減。総務費では、人件費の全般的な調整による減。民生費では、子ども・子育て支援制度の施行に伴う総合システム委託料の増。衛生費では、健診・予防接種等

委託料の実績に伴う減。九十九里地域水道企業団負担金の減。農業集落排水事業及び浄化槽事業特別会計への繰出金の減。農林水産費では、降雪被害による昆虫ドームの撤去工事費及び林道土砂撤去業務の追加。商工費では、緊急雇用創出事業の精算による減。土木費では、地籍調査業務の精算に伴う減。2月の降雪による除雪費用の増。橋梁長寿命化修繕工事に伴う設計委託料の増。新設改良費及び河川改良費の執行差金による減。教育費では、公民館受電設備更新工事の延期による減。児童体育館照明交換工事の執行差金による減。災害復旧費では、台風26号による被害対策工事の実績に伴う増。諸支出金では、基金積み立てとして、財政調整基金へ5,000万円、新規に設置した公共施設整備等基金へ1億円、東日本大震災復興基金へ100万円を追加し積み立てをいたします。

また、歳入につきましては、それぞれ年度末の事業費の確定に伴う補正であります。主に固定資産税の増と地方交付税の確定に伴う増により充当するものであります。

次に、国民健康保険特別会計補正予算ですが、保険給付費の増によるもので、補正額は2,830万7,000円の増額で、補正後の予算総額は11億3,206万2,000円となるものであります。

次に、農業集落排水事業特別会計補正予算ですが、年度末に当たり、各経費の精算を行うものであり、補正額は26万3,000円の減額で、補正後の予算総額は5,323万7,000円となるものであります。

次に、介護保険特別会計補正予算ですが、保険給付費の増によるもので、補正額は3,521万3,000円の増額で、補正後の予算総額は6億6,536万9,000円となるものであります。

次に、浄化槽事業特別会計ですが、浄化槽設置基数の実績によるもので、補正額は535万3,000円の減額で、補正後の予算総額は6,329万4,000円となるものです。

最後に、後期高齢者医療特別会計ですが、広域連合納付金の減額によるもので、補正額は193万9,000円の減額で、補正後の予算総額は6,451万4,000円となるものであります。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては財政管財班長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 補足説明を求めます。

内藤財政管財班長。

○財政管財班長（内藤文雄君） それでは、議案第14号、平成25年度一般会計補正予算、議案第15号から議案第19号までの各特別会計補正予算について、補足説明申し上げます。

まず初めに、一般会計補正予算からご説明いたします。

補正予算書の6ページをお開き願います。

第2表繰越明許費でございますが、2款1項総務管理費、地上デジタル放送無線共聴施設設置事業、繰越金額は3億2,000万円でございます。地デジ難視対策として、総務省と協議を行いながら、請負業者のNHKアイテックと事業の推進を図っているところでございますが、事務手続や工事の施工に半年余りの期間を要することから、年度内に工事完了することが困難になったための繰り越しでございます。

次に、3款2項児童福祉費、繰越額は324万円です。子育てシステム適用業務は、子ども・子育て支援制度の施行に伴う総合システムの導入費用ですが、国の補正予算により費用の全額を国庫補助により実施するものであり、住基システムとの連動を図るため、年度内に業務が完了しないことから繰り越しをいたします。

7款2項道路橋梁費、繰越額は730万円です。こちらも、国の補正予算により実施するもので、社会資本整備総合交付金事業を活用し、橋梁長寿命化修繕工事の詳細設計を行うもので、国の交付決定から年度内に事業を完了することが困難であるため繰り越しをいたします。

次に、7ページでございます。

第3表地方債補正です。

臨時財政対策債を地方交付税算定の結果により920万円減額し、2億1,080万円といたします。

緊急防災減災事業債は、防災行政無線屋外子局新設工事の入札執行差金による精算で340万円を減額し3,850万円とするものです。

地域活性化事業債は、難視対策にかかわる起債対象経費の精査による減額で、2,170万円を減額し6,300万円とするものです。

公共事業等債は、今回補正分の橋梁長寿命化修繕工事の詳細設計について起債対象となることから、320万円を追加し1,050万円と限度額を変更するものでございます。

10ページをお開きください。

歳入予算ですが、1款2項1目1節現年課税分4,700万円の増は、固定資産税のうち償却資産分の増加によるものでございます。

4款1項1目1節配当割交付金40万円の増、7款1項1目1節ゴルフ場利用税交付金1,500万円の減、8款1項1目1節自動車取得税交付金200万円の増、9款1項1目1節地方特例交付金50万円の減は、実績見込みによる増減でございます。

10款1項1目1節地方交付税3,600万円の増は、普通地方交付税の確定に伴う増額でござ

います。

12款1項1目1節児童福祉費負担金350万円の増は、管外保育受託分の増が主なものでございます。

2項1目1節農林水産業分担金2,000円の減。

13款1項1目1節土地使用料1万3,000円の増。

2項2目1節衛生手数料1万6,000円の減は、それぞれ額の確定に伴う増減でございます。

14款1項国庫負担金、2項国庫補助金、15款の1項県負担金、2項県補助金、3項の委託金につきましては、各負担金と補助金の事業清算見込みによる増減でございます。

次に、14ページに移らせていただきます。

16款1項2目1節利子及び配当金60万7,000円の増は、基金積立金利子の利息の確定に伴う増でございます。

17款1項1目1節一般寄附金8万円の増は、寄附金の増によるもので、寄附の総額は18万円ということで、本年度中は3名の方から寄附をいただきました。

18款1項2目1節東日本大震災復興基金繰入金228万円の減でございますが、事業が基金を使用せずに完了することができましたので、繰入金を全額減額するものでございます。

18款2項1目1節介護保険事業特別会計繰入金161万3,000円の増は、平成24年度介護給付費の額の確定に伴う返還金及び長生郡市介護認定審査会負担金の精算によるものです。

19款1項1目1節前年度繰越金499万4,000円の増は、歳出予算に充当するための繰越金の増でございます。

20款3項雑入でございますが、地デジ対策事業補助金が12ページの14款2項6目1節総務費国庫補助金から雑入へ本目更正されましたので、雑入全体では2億3,522万円の増となっております。

21款1項町債3,110万円の減につきましては、7ページの地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、歳出予算ですが、16ページをお開きください。

一般会計及び各特別会計におきまして、今回、給料、職員手当、共済費の最終的な調整による補正を行っております。総額では、給料で1,954万4,000円、手当で221万2,000円、共済費で529万3,000円の減となっております。人件費の減の主な理由は、昨年7月から実施しております国家公務員に準じた給与削減による減でございます。

以降の一般会計、各特別会計での人件費の説明は省略をさせていただきます。

また、最終補正でございますので、各費目とも事業の精算見込みにより不用額が生じないよう予算額の増減を行っておりますので、主な内容についてご説明をいたします。

2款1項1目一般管理費では、7節臨時職員の賃金として15万円の増、12節役務費70万円の増は郵送料の増でございます。

2目文書広報費、11節需用費50万円の減は、広報ながら印刷代の精算による減です。

3目防災対策費、15節の工事請負費330万円の減は、防災行政無線屋外子局設置工事の執行残による減額です。

17ページに移りまして、18節備品購入費330万円の減につきましては、自主防災組織10組織分の当初予算に対し、実績は4組織分でしたので、6組織分の資機材整備費を減額するものです。

5目会計管理費、11節需用費13万円の減は、帳簿等印刷費用の減によるものです。

6目財産管理費、12節の役務費46万5,000円の減は、電話などの回線使用料の減に伴うものです。

14節使用料及び賃借料100万円の減は、L G W A Nサーバーのリース契約の見直しによる減でございます。

7目企画費、13節委託料100万円の減は、定住対策として分譲計画策定業務を予定しておりましたが、事業の再検討を要するため委託料の減額をするものです。

8目交通安全対策費、11節需用費3,000円の増は、回転灯電気料の不足による増でございます。

9目諸費、11節需用費21万8,000円の増は、防犯灯の修繕料の不足による増でございます。

2項2目賦課徴収費、8節報償費57万8,000円の減は、固定資産税納期前納付報奨金の精算による減額でございます。

13節委託料77万円の減は、固定資産税評価替えに伴う土地鑑定業務の執行差金による減額です。

2款3項1目戸籍基本台帳費、13節の委託料69万3,000円の減、14節使用料及び賃借料110万1,000円の減は、戸籍システム及び住基システムの契約内容を精査したところ減となりました。

4項2目参議院議員選挙費82万2,000円の減は、昨年7月21日執行の参議院議員選挙に係る各経費の精算に伴う減額でございます。

3款1項2目老人福祉費、13節委託料46万円の減は、緊急通報サービス及び給食サービス

の実績による減でございます。

3目障害福祉費、13節委託料160万円の減は、訪問入浴サービスの実績による減、20節扶助費1,190万円の減は、各給付費の利用実績による減でございます。

5目国民健康保険費、28節繰出金364万7,000円の減は、基盤安定負担金と職員給与の確定に伴う減額でございます。

7目介護保険費、28節繰出金483万8,000円の増は、介護保険特別会計への法定給付費の額の確定に伴う増額でございます。

8目後期高齢者医療費、19節負担金補助及び交付金82万円の減、28節繰出金149万3,000円の減は、医療費負担額の確定に伴う広域連合へ支払う経費の減額でございます。

2項4目子ども園費、13節委託料347万4,000円の増は、子ども・子育て支援法の施行に伴う総合システムの適用業務委託料ですが、国の補正予算により措置されたもので、全額を翌年度に繰り越し、住基や税システムとの連携を図りシステムを構築するという業務でございます。

4款1項2目予防費、13節委託料1,128万7,000円の減は、がん検診受診者の減に伴う検診、電算、予防接種委託料の減でございます。

19節負担金補助及び交付金40万円の減は、不妊治療助成事業の実績見込みによる減です。

4目環境衛生費、19節負担金補助及び交付金298万3,000円の減は、九十九里地域水道企業団への負担金及び住宅用太陽光発電システムの設置補助金の実績見込みによる減額でございます。太陽光発電の設置補助金については、20件分の当初予算案を実績見込みにより9基分に減らすというものでございます。

28節繰出金289万5,000円の減は、農業集落排水事業及び浄化槽事業特別会計への繰出金の減でございます。

5款1項3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金66万5,000円の減は、直接支払推進事業交付金の配分金の減によるものです。

4目農業基盤整備費、19節負担金補助及び交付金21万5,000円の減は、農地・水保全管理支払交付金事業について、1地区が未実施となったための減額です。

5目都市農村交流事業費、15節工事請負費130万円の増は、2月の降雪により昆虫ドームが損傷いたしましたので、今後工法等を検討し復旧する見込みですが、今回の補正予算では被害防止のため支柱とネットの撤去をするための工事費の増でございます。

5款2項1目林業振興費、13節委託料42万9,000円の増は、降雪による林道の法面崩壊が

発生いたしましたので、通行できるように、この土砂の撤去にかかる委託料の追加でございます。

6款1項2目商工業振興費の13節委託料268万3,000円の減は、緊急雇用創出事業の実績に伴う執行差金の精算による減でございます。

7款1項1目土木総務費、19節負担金補助及び交付金10万円の減は、個人住宅耐震診断の補助金の申請がございませんでしたので、全額を減額とするものでございます。

2目地籍調査費、13節委託料463万5,000円の減は、地籍調査業務委託の執行差金による減でございます。

7款2項1目道路維持費、13節委託料2,220万円の増は、除雪作業にかかわる委託料1,490万円と橋梁長寿命化修繕工事にかかわる詳細設計730万円を追加するものでございます。橋梁長寿命化詳細設計につきましては、国の補正予算により追加されたもので、全額を翌年度に繰り越し業務を実施するものでございます。

16節原材料費27万円の増は、除雪対策用の塩化カルシウムの購入費用でございます。

2目道路新設改良費、13節委託料295万円の減ですが、各路線の測量業務の執行差金による減額でございます。

15節47万6,000円の増、17節10万円の増、22節補償補填及び賠償金278万円の減は、各路線の工事の進捗に合わせた経費の精算による増減でございます。

3項1目河川改良費、15節の工事請負費300万円の減は、三沢河川の整備工事の完了に伴う減でございます。

4項1目住宅管理費、13節委託料214万5,000円の減は、刑部団地耐震診断業務委託料の執行差金による減で、15節工事請負費25万円の減は、日吉団地集会所改修工事の執行差金による減でございます。

19節負担金補助及び交付金34万7,000円の増は、町営住宅の空き家分の共益費補助金ですが、当初見込みより空き家が増加したため補助金が増額いたしました。現在、町営住宅全体では20戸程度の空き家がございます。

9款1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費につきましては、各経費の精算見込みによる減額でございます。

次に、28ページに移らせていただきます。

9款4項1目社会教育総務費、13節委託料74万7,000円の減は、ながら号管理運行委託業務の委託先の変更に伴う減でございます。昨年7月から、シルバー人材センターに運営をお

願いしてあるための減額でございます。

2目公民館費、15節工事請負費310万円の減は、高圧受電設備更新工事を延期したことによる減額でございます。

5項1目保健体育総務費、15節工事請負費123万7,000円の減は、旧水上小学校児童体育館照明交換工事の執行差金による減でございます。

3目給食施設費、11節需用費66万3,000円の減は、学校行事や台風の影響によりまして給食回数が減少したもので、賄い材料費を減額とするものです。

10款2項1目道路橋梁災害復旧費、15節工事請負費70万円の増は、台風26号による復旧工事の増によるものです。

11款1項公債費、1目元金、2目の利子、それぞれ23節の償還金利子及び割引料443万円の減は、元金と利子の額の確定に伴う増額でございます。

12款2項1目基金費、25節積立金1億5,158万5,000円の増は、財政調整基金への積み立て5,000万円、公共施設整備等基金へ1億円、東日本大震災復興基金へ100万円の積み立てと各基金の利子を積み立てるものでございます。

続きまして、国民健康保険特別会計補正予算に移らせていただきます。

歳入につきまして、6ページをお開き願います。

1款1項1目1節医療給付費分現年課税分504万4,000円の増。

2節後期高齢者支援金分の現年課税分168万5,000円の増。

3節介護給付費分現年課税分3万円。

4節医療給付費分滞納繰越分500万円。

5節後期高齢者支援金分滞納繰越分201万1,000円の増。

6節介護納付分滞納繰越分80万3,000円の増。

いずれも、徴収率の向上による増額でございます。

4款1項3目1節現年課税分18万5,000円の減は、特定健診の受診者数の減によるものです。

5款1項1目1節現年度分1,544万4,000円の増は、支払基金からの交付金の増によるものです。

7款1項2目1節現年度分18万5,000円の減は、特定健診受診者の減によるものでございます。

4款の国庫補助金とあわせて県補助金も同額が減となっております。

8款1項1目1節高額医療費共同事業交付金869万7,000円の減及び2目1節保険財政共同安定化事業交付金1,110万1,000円の増は、医療費の実績により交付金の増減でございます。

10款1項1目1節保険基盤安定繰入金115万8,000円の減及び2節保険基盤安定繰入金3万8,000円の減は、それぞれ保険税軽減分、保険者支援分の額の確定による減額でございます。

3節職員給与費等繰入金245万1,000円の減は、職員給与分の繰入金の減でございます。

12款3項5目1節雑入9万7,000円の減は、集団健診の受診者の減による自己負担分の減でございます。

次に、歳出ですが、8ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費、13節委託料94万5,000円の増は、国保システムのバージョンアップを行うための電算委託料の増でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、19節の負担金補助及び交付金1,772万4,000円の増は、医療費の伸びによる増でございます。

2目及び3目につきましては、本目更正でございます。

2項1目一般被保険者高額療養費、19節負担金補助及び交付金756万3,000円の増は、高額療養費の伸びによる増額でございます。

2項2目退職被保険者等高額療養費、3款1項1目後期高齢者支援金、6款1項1目介護納付金につきましては、本目更正でございます。

8款1項1目特定健康診査事業費、13節委託料153万2,000円の減は、集団健診の受診者の減による健診委託料の減でございます。

2項1目保健衛生普及費、13節委託料30万円の増は、人間ドック受診者の増によるもので、約8名分を追加いたしまして、全体分では70人分を見込んでおります。

9款1項1目財政調整基金積立金、25節積立金575万8,000円の増は、予算積立分と利息を積み立てるものでございます。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算です。

歳入につきましては、6ページをお開きください。

1款1項1目1節受益者負担金59万9,000円の増は、金谷地先に2件の新規加入者がございましたので増額をするものです。

2款1項1目1節施設使用料30万円の減は、使用料の実績によるものですが、主に使用人数の減少に伴うものでございます。

3款1項1目1節一般会計繰入金68万4,000円の減は、維持管理費の減によるものでござ

います。

4款1項1目1節前年度繰越金12万2,000円の増は、前年度繰越金の確定に伴う増でございます。

歳出につきましては、7ページをお願いします。

1款1項2目維持管理費、11節需用費5万8,000円の増及び委託料18万2,000円の減は、経費の実績に伴う増減でございます。

2款1項公債費につきましては、元金の本目更正でございます。

続きまして、介護保険特別会計です。

歳入につきまして、6ページをお開きください。

3款1項1目1節現年度分915万円の増は、介護給付費負担金の額の確定による増額です。

2項1目1節現年度分調整交付金427万1,000円の減、3目1節現年度分17万6,000円の減、4目1節介護事業費補助金4万6,000円の増につきましては、各交付金、補助金の額の確定に伴う増減でございます。

4款1項1目1節現年度分594万6,000円の増及び過年度分208万円の増は、支払基金交付金の額の確定による増でございます。

5款1項1目1節現年度分502万5,000円の増は、介護給付費県負担金の額の確定による増でございます。

3項2目1節現年度分8万8,000円の減は、地域支援事業交付金の額の確定による減でございます。

7款1項1目介護給付費繰入金426万2,000円の増、3目包括的任意地域支援事業繰入金8万8,000円の減、4目その他一般会計繰入金、1節職員給与等繰入金78万3,000円の増、2節事務費繰入金12万円の減は、それぞれ額の確定に伴う一般会計からの繰入金の増減でございます。

8款1項1目1節繰越金1,260万6,000円の増は、歳出予算に充てるための財源でございます。

9款4項4目1節雑入5万5,000円の増は、長生郡市介護認定審査会の平成24年度分の負担金の確定による返還金です。

歳出について、8ページをご覧ください。

2款1項1目居宅介護サービス給付費1,500万円の増、2目施設介護サービス給付費1,400万円の増、3目居宅介護福祉用具購入費40万円の増、5目居宅介護サービス計画給付費140

万円の増、6目特定入所者介護サービス費150万円の増、8目審査手数料4万円の増は、各介護サービスの実績に伴う給付費の見込みによる増額でございます。

2項1目高額介護サービス費61万円の増、2目高額医療合算介護サービス費85万円の増は、高額介護サービスの実績に伴うサービス費の見込みによる増額です。

3款1項1目8節報償費28万8,000円の減及び13節委託料17万6,000円の減は、長柄ケアセンターへ委託しております運動教室の回数減による減額でございます。

3款2項2目8節報償費33万6,000円の減、12節役務費1万円の減、13節委託料10万円の減は、成年後見制度の利用者がございませんでしたので減額をするものです。

5款2項1目28節繰出金161万3,000円の増は、平成24年度分介護給付費、介護予防地域支援事業費、包括的支援任意事業費の精算による町負担分の返還金でございます。

続きまして、浄化槽事業特別会計補正予算でございます。

4ページをご覧ください。

第2表地方債補正ですが、限度額を1,360万円から230万円減額し1,130万円とするものです。これにつきましては、浄化槽設置基数の実績見込みにより、借入金を減額とするものがございます。

7ページをご覧ください。

歳入予算でございます。

1款1項1目1節受益者分担金27万円の減は、25年度当初予算で、新規設置分として15基分を計上いたしました。が、年度当初に申請が多く、9月補正によりまして7基分を増加し、22基分の予算としたところ、実績は20基ということでございましたので、最終的には2基分の減をするというものでございます。

2款1項1目1節施設使用料60万円の増は、使用料の実績に伴う増でございます。

4款1項1目1節生活排水対策浄化槽推進事業補助金135万8,000円の減は、設置基数の減に伴う県の補助金の減額でございます。

5款1項1目1節一般会計繰入金221万1,000円の減は、浄化槽設置基数の減によりまして、全体事業費が減額となりましたので繰入金を減額とするものです。

6款1項1目1節繰越金7万4,000円の増は、前年度繰越金の確定に伴う増でございます。

7款2項1目1節雑入11万2,000円の増は、平成24年度分の消費税還付金でございます。

8款1項1目1節下水道事業債230万円の減は、4ページの地方債補正で説明したとおり、設置基数の減による起債額の減でございます。

9 ページをご覧ください。

歳出予算でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費及び 2 目施設管理費、合わせて 24 万 6,000 円の減は、給料等の経費の精算による減額でございます。

2 項 1 目工事費、13 節委託料 4 万 2,000 円の減、15 節工事請負費 343 万 5,000 円の減は、設置基数の減少によるものです。

19 節負担金補助及び交付金 130 万円の減は、単独浄化槽及びくみ取りからの合併浄化槽に転換した場合の補助実績が減ったことによります減でございます。

2 款 1 項 2 目利子、23 節の償還金利子及び割引料 28 万円の減は、9 件分の起債の償還にかかわる利子の減によるものでございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算です。

6 ページをお開きください。

歳入予算です。

1 款 1 項 1 目 1 節現年度分 81 万 9,000 円の減、2 目 1 節現年度分 60 万 5,000 円の増、2 節過年度分 23 万 2,000 円の減は、特別徴収及び普通徴収に係る保険料の収納見込みによる増減でございます。

3 款 1 項 1 目 2 節保険基盤安定繰入金 149 万 3,000 円の減は、保険基盤安定負担金の額の確定による法定繰入金の減でございます。

7 ページをお願いします。

歳出予算でございます。

2 款 1 項 1 目 19 節の負担金補助及び交付金 193 万 9,000 円の減は、後期高齢者医療広域連合へ納付する特別徴収保険料の減額分でございます。

以上で、一般会計及び各特別会計補正予算についての補足説明をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

9 番、大岩君。

○9 番（大岩芳治君） 9 番、大岩でございます。

一般会計の補正についてお伺いします。

歳入の固定資産税の補正額 4,700 万円の増なんですけれども、先ほど償却資産の増といっ

て、多分24年度分だと思うんですけども、これは新規なのか見直しなのか、そして内容がわかれば教えてもらいたいなど。

○議長（関 民之輔君） 答弁願います。

若菜税務班長。

○税務班長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本件につきましては、平成24年度に、新たにジャパンフーズが施設を増設いたしまして、その中に設備を追加しております。その償却資産分が、25年の固定資産税として予算化されているものでございます。

以上です。

○議長（関 民之輔君） 大岩君。

○9番（大岩芳治君） 償却資産については了解しました。

次に、7款土木費の4項の住宅費、負担金補助及び交付金の中で、補助金の増額が、町営住宅の教育費等の補助金ですか、34万7,000円。

先ほど説明の中で、町営住宅が20件ほど空き家になっているということなんですけれども、空き家になれば家賃は入らないし、逆に管理費の負担金がふえるし、どのような形で、この町営住宅を、20件も空き家にしておくんですか。

その入居を、一番阻害している要因は何なのか、そういうことを研究したことはありますか。

○議長（関 民之輔君） 白井地域整備班長。

○地域整備班長（白井 浩君） 現在の空き家の戸数につきまして、財政管財班長のほうから、現在、この予算の策定の段階で20件と、おおむね20件ということだったんです。現在把握しているところで23件ということで、少しふえております。

これまでの、常に100%に近い形での入居率だったということが、現在このような形になっているということは、非常に重要な課題だというふうには、もちろん担当課としても考えております。

それにしても、なかなかこれといった対策というのを、事業担当課のほうで、今、現在、持っているものではございませんけれども、確かに入居の希望ということで窓口に来る方の数も減ってきているというのは捉えているところです。

私のほうからは以上です。

○議長（関 民之輔君） よろしいですか。

大岩君。

○9番（大岩芳治君） 今言ったように、やむを得ないのではなくて、なぜこれだけあきがあるんだということでアンケート調査とか、そういうものを聞き込みしながら、1件でも多く入居させるという努力が足りないんじゃない。

さっき言ったように、やはり緊迫感とか、そういう危機感が、まだまだ職員の中では足りないというふうには言わざるを得ないですよ。

なぜ20件も22件も、空き家をそのまま何年も放置させとくんですか。例えば私が聞いた中では、町営住宅は、バランス釜と言って、入居するときに風呂を持って行って、退去するときはその風呂を出すから、それが10何万円かかるとか、ある程度そういうものが入居の阻害になっている原因が、なっているのではないかと思うんですけれども、もう一回精査して、こういうものが発生しないようお願いしたいと思えますけれどもいかがですか。

○議長（関 民之輔君） 白井地域整備班長。

○地域整備班長（白井 浩君） 今現在、その一つの要因のところの部分でご答弁させていただきたいんですけれども、現在立鳥住宅につきましては、40戸の世帯の分があるわけなんですけれども、昨年の住宅貸付委員会の中でも、ちょっと触れたかと思うんですけれども、カビがひどくてというようなことが、建設以来ずっと課題となっておりまして、現在も非常にひどい状態ということが継続しております。

退去された方に、退去された後、これまで200万円ぐらいをかけてカビ対策工事等を行って、また入居できる形にということで、これまでやってきていたんですけれども、現在そのような形が、その費用対、その後の効果という形の意味で、ほかにも空き家が生じている状況ですので、今現在、立鳥のほうにつきましては、入居を極力控える、見送るという形をとっております。

その辺の空き家の戸数も鑑みたというか、含めまして、23件というのが実態というところなんです。

ただ、希望者があるのにお断りをして、茂原の市営住宅に行っていただくとか、そういうような状況ではないということで、鶺谷住宅、それから今、刑部住宅も5件ほどあいております。人気があると言っておりました、今、味庄団地も2戸ほどあいております、その辺努力が足りないというご指摘につきましては、知恵を絞って緊張感を持ってやっていくということで、これからまた、なお頑張っていきますので、その点につきまして、1点だけご理解いただきたいというところでございます。

○議長（関 民之輔君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

4番、星野君。

○4番（星野一成君） それでは、歳出、一般会計の歳出のところで、7款土木費なんですけれども、刑部団地の耐震の業務委託、これ歳出、206万円戻すというような形なんですけれども、この辺については耐震診断行わないから戻すということでしょうか。それとか余りお金、というか残金なものか、ちょっとその辺、ご説明をお願いします。

○議長（関 民之輔君） 白井地域整備班長。

○地域整備班長（白井 浩君） ただいまのご質問ですけれども、当初の予算計上の段階で、国庫補助事業によりまして耐震診断を行うというところで、全7棟分の診断を行う予定でございました。

これはちょっと国庫補助にのらないということが、やはりことしの年度途中になって、県など当局との協議の結果、いろいろと相なりまして、もともと持っていた、この予算の単独費分でやれる分、3棟分を、今回実施をさせていただくと。

3棟というのは、あそこの刑部団地、パターンとしては、3つのちょうど建物形式ということになっておりまして、1つずつのパターン、それぞれの代表的な棟を選んで、今回単独費で、この執行を行うと。

その分に、予定しておりました国庫分につきまして、今回減額をさせていただくというところで、耐震診断そのもの自体は、ことし、戸数は減っておりますけれども実施しているという状況でございます。

○議長（関 民之輔君） 星野君。

○4番（星野一成君） そうしますと、25年度で、25年度事業で刑部団地、耐震診断は全部済んでいないということでしょうか。26年度に、また繰り越してやるということではない。ちょっともう一度、説明をお願いします。

○議長（関 民之輔君） 白井地域整備班長。

○地域整備班長（白井 浩君） ご指摘のとおり、本来であれば、建物の耐震の判断ということからすると、全ての建物において、同じ形だったとしても、全ての建物において診断を行うべきというのが専門家の認識だというふうに認識しておりますので、本来やるべきことなんでしょうけれども、現段階といたしましては、それぞれのタイプごとの耐震性を、現在町としては確認をしたということで、今後町の耐震化計画だとか、その辺と相見合わせながら

判断をしていきたいというふうに考えておりますので、現在入居者が、現におりますので、その方たちに対して、まず第一義的には、耐震力があるかないかというのを代表的な棟で確認をするというところに現在とどめるというところで、新年度においてその辺の予算を盛っているかという、そうではございません。

○議長（関 民之輔君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

質疑ないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第14号 平成25年度長柄町一般会計補正予算（第6号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 平成25年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手多数。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 平成25年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 平成25年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 平成25年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 平成25年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は3時40分といたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時40分

○議長（関 民之輔君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議案第20号～議案第25号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（関 民之輔君） 日程第16、議案第20号 平成26年度長柄町一般会計予算、議案第21号 平成26年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第22号 平成26年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算、議案第23号 平成26年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第24号 平成26年度長柄町浄化槽事業特別会計予算、議案第25号 平成26年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算、いずれも平成26年度予算でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、成嶋尚武君。

○町長（成嶋尚武君） 議案第20号 平成26年度長柄町一般会計予算及び議案第21号から議案第25号の各特別会計の予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

我が国の経済情勢は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢の効果により、実質GDPなどの経済指標を好転させ、日本経済は着実に上向いているものの、財政状況は少子高齢化等により悪化が続く中、リーマンショック後の経済危機への対応や東日本大震災への対応が重なって厳しい状況が続いております。

また、県においても、税収の増高が見込めるものの、地方交付税の見通しが不透明なことや、社会保障、人件費などの義務的経費が増加することは避けられず、厳しい財政運営が見込まれています。

本町においても、歳入面では、減収が予想される一方、社会保障費の増加や社会資本の老朽化への対応など、歳出は増加傾向にあります。事務事業の見直しや各種団体の補助金の見直し、アウトソーシングの推進などの行財政改革に取り組み、行政需要に応えた財政の堅持に努めているところであります。

このような状況のもと、新年度予算は、経常的な経費の削減はもとより、事務事業のあり方についても事業の必要性、緊急性を再度検証するとともに、町総合計画の実施計画を踏まえ編成いたしました。

一般会計の予算総額は、34億9,000万円となっております。

主な内容は、防災対策として、引き続き防災行政無線整備事業及び自主防災組織の設置助成事業を推進し、防災対策の強化に努めます。

人口増・定住対策として、空き家活用事業に加えて、住宅リフォーム助成事業を新規に予算化し定住対策を推進いたします。

子育て支援策として、新規に7カ月から8カ月の乳児健診を助成し、保護者の負担軽減を図ります。

道路網の整備としては、大庭地先の町道3033号線道路改良事業を引き続き推進いたします。

また、スマートインターチェンジの設置を見込み、周辺道路網の整備に向けた調査を開始いたします。

その他、道路基盤の維持修繕に向け、1・2級幹線道路の総点検を行い、修繕計画の策定に取り組みます。

地籍調査事業については、3年目となりますが、新年度は山之郷・六地藏地区について実

施してまいります。

都市農村交流センターのテニスコート、プール施設の老朽化に伴う施設整備を図り、利用者の増加に取り組み観光振興を図ります。

最後になりますが、町公民館につきましては、建設から40年余りが経過し、老朽化が進み、大変ご不便をおかけしておりますが、建設に向けた具体的な検討に着手するとともに、計画的に基金を積み立て財源を確保してまいります。

以上が一般会計の主な事業ですが、町民や地域の要望を取り入れ、町民の福祉向上に努めるため、前年比8.8%増の予算編成といたしました。

次に、国民健康保険特別会計ですが、本会計は医療費の支払いに要する経費であります。予算総額は10億4,640万円で、前年度比0.5%の増となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計ですが、本会計は処理施設の維持管理費用であります。予算総額は5,350万円で、前年と同額となっております。

次に、介護保険特別会計ですが、本会計は高齢者の介護サービス事業を行うものであります。予算総額は6億9,150万円で、前年度比10.7%の増となっております。

次に、浄化槽事業特別会計ですが、本会計は循環型社会形成推進交付金制度を活用し、農業集落排水事業区域以外を、合併浄化槽で整備する事業であります。平成26年は、15基の新設工事費と既設分の維持管理費として、予算総額は前年度比4%増の6,570万円となるものであります。

最後に、後期高齢者医療特別会計ですが、本会計は75歳以上の医療にかかわる保険料の収納等を行うものであります。予算総額は6,770万円で、前年度比2%の増となっております。

これら特別会計と一般会計合わせた総額は54億1,480万円であり、前年度比7.1%の増の予算となっております。

以上でございますが、詳細につきましては、財政管財班長に補足説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（関 民之輔君） 補足説明を求めます。

内藤財政管財班長。

○財政管財班長（内藤文雄君） それでは、議案第20号 平成26年度一般会計予算及び議案第21号から25号までの各特別会計予算につきまして、補足説明申し上げます。

説明につきましては、主な項目について、項で説明させていただきますが、全てではありませんのであらかじめご了承願います。

また、増減額につきましては、平成25年度当初予算との対比数字でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

それでは、お手元の26年度予算書の2ページをお開き願います。

一般会計の歳入予算から順に説明をいたします。

1款町税、1項町民税は、3億7,301万円で、1,200万円の減でございます。減の主な要因は、個人住民税において個人所得の減、それから納税義務者数の減に伴うものでございます。

2項固定資産税は、6億8,454万3,000円で、3,400万9,000円の増でございます。土地、家屋分については、例年並みでございますが、先ほどあったとおり、償却資産分の増を見込んでおります。

3項軽自動車税は、1,851万円で80万円の増でございます。軽自動車の登録台数の増加に伴うものでございます。

4項町たばこ税は、4,500万円で昨年度と同額を見込んでおります。

5項入湯税は、存目でございます。

2款1項地方揮発油譲与税2,000万円で、200万円の増を見込んでおります。

2項自動車重量譲与税5,000万円で、500万円の増を見込んでおります。

3款1項利子割交付金150万円で、前年度と同額でございます。

4款1項配当割交付金360万円で、190万円の増を見込んでおります。

5款1項株式等譲渡所得割交付金140万円で、90万円の増額でございます。

6款1項地方消費税交付金9,200万円で、これにつきましては1,700万円の増を見込んでおります。

7款1項ゴルフ場利用税交付金6,000万円で、前年度と同額でございます。

8款1項自動車取得税交付金1,000万円で、800万円の減でございます。

9款1項地方特例交付金100万円で、50万円の減でございます。

なお、2款地方譲与税から9款地方特例交付金までは、地方財政計画による算入率で計上しておるところですが、特に4月からの消費税の税率引き上げに伴いまして、地方消費税交付金の増額を見込んでいるところでございます。

10款1項地方交付税9億1,600万円で、1,200万円の増でございます。内訳につきましては、普通交付税8億5,000万円、特別交付税6,600万円を見込んでおります。

11款1項交通安全対策特別交付金230万円で、10万円の減でございます。これは、交付金の実績見込みによる減額でございます。

12款 1項負担金1,366万6,000円で、549万8,000円の減でございます。減の要因は、園児数の減少による保育料の減によるものでございます。

2項分担金は、存目でございます。

13款 1項使用料5,424万4,000円で、126万円の減です。この減につきましては、道路占用料及び住宅使用料が主なもので、町営住宅の、先ほどあったとおり、入居率等による家賃収入の減でございます。

2項手数料482万2,000円は、戸籍、住民票等の各種証明手数料で、実績により6万2,000円の増を見込んでおります。

14款 1項国庫負担金1億1,215万9,000円は、児童手当及び障害者福祉の負担金が主なもので、実績により106万8,000円の減を見込んでおります。

2項国庫補助金1億75万5,000円は、民生費国庫補助金として、4月からの消費税の引き上げに伴う低所得者への給付措置として2,700万円、あわせて子育て世帯への給付金として750万円を見込んでおります。

また、土木費の国庫補助金では、社会資本整備総合交付金として、大庭地先の町道3033号線道路改良事業、橋梁長寿命化に伴う修繕工事3橋分、また新たに道路ストック総点検事業を実施するため3,082万円の増を見込んでおります。

3項委託金178万8,000円は、国民年金等事務費委託金が主なもので2万7,000円の減となっております。

15款 1項県負担金8,002万4,000円で、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の増により89万1,000円の増を見込んでおります。

2項県補助金1億6,015万円は、土木費の地籍調査補助金の事業料の増加に伴い増額しておりますが、商工費の緊急雇用創出事業や総務費の市町村復興基金交付金の減によりまして445万9,000円の減でございます。

3項委託金1,398万1,000円で、391万1,000円の減となっております。平成26年度は、農林業センサスの調査年であるため、統計調査費委託金は増加しておりますところですが、選挙費委託金の減により項全体では減少をしております。

16款 1項財産運用収入1,194万7,000円は、土地の貸付収入が主なもので、前年と同額でございます。

2項財産売払収入は4万1,000円で、地形図等の売払収入でございます。平成25年度は、農業管理センターの解散に伴う清算金ございましたので、1,300万円の減となっております。

す。

17款寄附金は、2,000円で存目でございます。

18款1項基金繰入金2億円につきましては、公共施設整備等基金へ積み立てるため、財政調整基金からの繰入金を予定しております。

19款繰越金の1億円は、前年度と同額でございます。

20款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、2項町預金利子は、前年と同額です。

3項雑入5,875万2,000円は、各班ごとの雑入でございますが、町道1002号線道路改良工事に伴う負担金がなくなりましたので、4,110万5,000円の減額となっております。

21款1項町債2億9,830万円で、3,640万円の増です。増の主な理由といたしましては、スマートインター設置事業と町道3033号線道路改良事業の増によるものでございます。

以上、歳入合計は34億9,000万円で、前年対比で8.8%の増となっております。

続きまして、5ページをご覧ください。

一般会計歳出予算について説明いたします。

歳出につきましては、各会計におきまして、4月から消費税の税率が上がることに伴い、電算委託料などの物件費が全般的に増加傾向にありますので、ご了解をいただきたいと思います。

1款1項議会費7,568万7,000円で、242万3,000円の増でございます。この増につきましては、議会の書記を専任と予算化いたしましたので、2名分の人件費を計上してございます。

2款1項総務管理費5億1,236万4,000円で、562万1,000円の増です。

そのうち総務管理費では、臨時職員の賃金を含む人件費の増、また職員の時間外手当の増、職員の健康管理を行うための産業医の委託料、広域市町村圏組合への負担金が増加しております。

また、財政管理費では、新規事業といたしまして、午前中の一般質問でもありましたとおり、ふるさと納税をしていただいた方に、農産物などのお礼を用意いたします。

財産管理費では、公共施設の耐震についての評価業務を実施いたします。

7目企画費では、公民館の老朽化に伴う建設検討委員会を設立し、建設に向けた具体的な検討に着手いたします。また、定住の促進を図るため、空き家改修補助にプラスいたしまして、住宅リフォーム補助金を計上いたしてあります。

2項町税費7,808万4,000円で、361万5,000円の増です。主な内容は、電算処理委託業務、また税務システムの使用料となっております。

3 項戸籍基本台帳費3,482万2,000円で、584万円の減です。主なものは、戸籍総合システムの保守、住民記録システムの使用料でございます。

4 項選挙費554万9,000円で、137万5,000円の減でございます。町長選挙費を計上してございます。

5 項統計調査費173万9,000円で、136万1,000円の増です。5年ごとに行われる農林業センサスが実施年となっておりますので、そのための増額でございます。

6 項監査委員費51万円で、前年度と同額でございます。

3 款 1 項社会福祉費 5 億4,197万6,000円で、5,028万4,000円の増でございます。消費税率のアップに伴う臨時福祉給付金の新設と介護保険会計への繰出金、また後期高齢者医療連合への負担金の増が主な要因でございます。

2 項児童福祉費 2 億6,326万2,000円で、1,102万5,000円の増です。消費税アップに伴う子育て世帯への臨時特例給付金事業の新設による増でございます。

3 項災害救助費は、存目でございます。

4 款 1 項保健衛生費 3 億7,227万8,000円で、2,658万3,000円の減です。広域市町村圏組合及び九十九里地域水道企業団への負担金が減となっております。

5 款 1 項農業費 1 億3,646万8,000円で、1,755万3,000円の増です。都市農村交流センターのプール及びテニスコートの改修工事と、県補助金を活用した交流ターミナルトイレの改修工事を実施いたします。

2 項林業費82万4,000円は、林道の草刈り業務が主なもので、前年と同額でございます。

6 款 1 項商工費1,900万9,000円は、商工会や町観光協会への補助金が主なもので、緊急雇用創出事業の減により1,760万円の減でございます。

7 款 1 項土木管理費 2 億2,602万9,000円で、地籍調査の事業量の増により、2,929万7,000円の増でございます。

2 項道路橋梁費 2 億1,989万4,000円で、4,933万1,000円の増でございます。社会資本整備総合交付金事業といたしまして、道路ストック総点検事業及び橋梁長寿命化修繕事業、また町道3033号線道路改良事業の増と、またスマートインター設置事業の負担金の増によるものでございます。

3 項の河川費は、三沢河川工事の完了に伴い存目といたしました。

4 項住宅費1,064万9,000円で、1,394万円の減です。刑部団地の耐震診断業務、日吉団地集会所の改修工事の完了に伴う減額でございます。

8款1項消防費1億5,197万7,000円で、466万7,000円の増です。常備消防費の広域市町村圏組合負担金の増に伴うものです。

9款1項社会総務費4,815万円で、167万4,000円の減です。主なものは、事務局職員の人件費、外国語指導助手派遣委託費並びに広域市町村圏組合への負担金です。

2項小学校費4,169万5,000円で、1,244万8,000円の減となっております。日吉小学校の改修工事の完了に伴う減額でございます。

3項中学校費4,308万1,000円で、301万4,000円の増です。長柄中学校のプール及び各教室と職員室の改修工事費の増によるものです。

4項社会教育費4,074万6,000円で、856万8,000円の減です。人件費及び図書購入が主なもので、人件費とながら号の運行委託費の減によるものでございます。

5項保健体育費1億384万円で、1,821万8,000円の増です。給食センター賄い材料費及び給食調理配送委託業務が主なもので、特に新年度では給食センター洗浄機の老朽化に伴う更新工事を計上してございます。

10款災害復旧費については、存目でございます。

11款公債費3億4,335万8,000円で、1,581万2,000円の減です。

12款1項普通財産取得費は、存目でございます。

2項基金費2億1,300万2,000円は、公共施設整備等基金へ積立金を2億円計上しております。

予備費については、前年度と同額の500万円でございます。

歳出合計では、34億9,000万円となっております。

次に、7ページをご覧ください。

第2表地方債補正でございます。

臨時財政対策債として、限度額2億500万円、緊急防災・減災事業債として、限度額3,100万円、公共事業等債6,230万円で、起債のと通りの借り入れ条件での借り入れを予定しております。

続きまして、68ページをお開き願います。

平成26年度国民健康保険特別会計歳入予算でございます。

1款1項国民健康保険税2億6,368万6,000円は、収納見込みにより1,252万9,000円の増で計上いたしております。

2款1項一部負担金及び3款1項手数料は、存目でございます。

4款1項国庫負担金1億6,676万8,000円は、療養給付費国庫負担金の見込みにより297万5,000円の増でございます。

2項国庫補助金4,537万8,000円は、調整交付金の見込みにより803万9,000円の減でございます。

5款1項療養給付費等交付金4,861万7,000円で、交付金の見込みにより377万9,000円の増でございます。

6款1項前期高齢者交付金2億6,067万6,000円は、交付金の見込みにより401万2,000円の増でございます。

7款1項県負担金592万5,000円は、負担金の見込みにより9万8,000円の増でございます。

2項県補助金5,293万5,000円は、調整交付金の見込みにより517万2,000円の増でございます。

8款1項共同事業交付金1億1,768万7,000円は、共同事業交付金の見込みにより91万3,000円の減でございます。

9款1項財産運用収入は、存目です。

10款1項他会計繰入金6,243万7,000円は、主に職員の給与費の減によりまして531万8,000円の減でございます。

2項基金繰入金は存目で、25年度末の基金残高は2,099万7,000円の見込みでございます。

11款1項繰越金2,000万1,000円は、前年度からの繰越金です。

12款1項延滞金加算金及び過料5,000円で、前年度と同額です。

2項預金利子は、存目です。

3項雑入227万9,000円は、保険者支援金の増により114万9,000円の増を見込んでおります。歳入合計では10億4,640万円で、前年対比0.5%の増となっております。

続きまして、70ページをお開き願います。

歳出予算です。

1款1項総務管理費2,330万9,000円、人件費の減により330万4,000円の減でございます。

2項徴税費208万2,000円で、5万1,000円の増となっております。

3項運営協議会費20万5,000円で、前年度と同額でございます。

2款1項療養諸費6億545万9,000円、1,139万5,000円の減を見込んでおります。

2項高額療養費7,880万4,000円、一般被保険者高額療養費の伸びにより852万9,000円の増でございます。

3 項移送費 6 万円は、前年度と同額でございます。

4 項出産育児諸費 420 万円で、前年度と同様 10 件分の出産一時金を予定しております。

5 項葬祭諸費 100 万円で、前年度と同様に 20 件分の支給を見込んでおります。

3 款 1 項後期高齢者支援金 1 億 3,617 万 6,000 円で、後期高齢者支援金 1 人当たりの拠出額の増加によりまして 628 万 6,000 円の増でございます。

4 款 1 項前期高齢者納付金 21 万 3,000 円で、4 万円の増でございます。

5 款 1 項老人保健拠出金 2 万円は、前年度と同額です。

6 款 1 項介護納付金 6,654 万 6,000 円で、これにつきましても 1 人当たりの拠出額の増によりまして、264 万 8,000 円の増となっております。

7 款 1 項共同事業拠出金 1 億 51 万 7,000 円で、国保連合会の算定により 114 万 8,000 円の増でございます。

8 款 1 項特定健康診査事業費 1,415 万 9,000 円で 95 万 6,000 円の増は、新たなウオーキングマップを国の交付金により作成するため需用費が増加しております。

2 項保健事業費 244 万 7,000 円で、4 万 1,000 円の増です。

9 款 1 項基金積立金 6 万 1,000 円、及び 10 款 1 項償還金及び還付加算金 114 万 1,000 円は、前年度と同額です。

2 項延滞金は、存目でございます。

11 款 1 項予備費 1,000 万円は、前年度と同額でございます。

歳出合計では 10 億 4,640 万円となっております。

続きまして、96 ページをお開きください。

農業集落排水事業特別会計、歳入予算でございます。

1 款 1 項分担金は、新規加入分分担金で存目でございます。

2 款 1 項使用料は 1,170 万円で、消費税の増によりまして 20 万円の増を見込んでおります。

3 款 1 項一般会計繰入金 4,178 万 6,000 円で、20 万円の減額でございます。

4 款 1 項繰越金 1 万円で、前年度と同額です。

5 款 1 項から 3 項の諸収入は、存目となっております。

歳入予算では 5,350 万円で、前年度と同額でございます。

続きまして、97 ページをお願いします。

1 款 1 項管理費 1,672 万 7,000 円は、1 万 9,000 円の増でございます。

2 款 1 項公債費 3,627 万 3,000 円で、1 万 9,000 円の減となっております。

3款1項予備費50万円は、前年度と同額でございます。

歳出合計では5,350万円でございます。

続きまして、106ページをお開きください。

介護保険特別会計歳入予算です。

1款1項介護保険料1億2,020万円で、介護保険料の実績見込みにより800万円の増を見込んでおります。

2款1項手数料は、存目となっております。

3款1項国庫負担金1億1,634万1,000円で、1,099万円の増です。介護給付費負担金の増加に伴うものでございます。

2項国庫補助金4,450万1,000円で、調整交付金の交付割合により139万8,000円の増でございます。

4款1項支払基金交付金1億9,109万6,000円で、介護給付費の実績見込みにより1,826万6,000円を増加しております。

5款1項県負担金9,686万1,000円で、介護給付費負担金の事業見込みにより916万円の増を見込んでおります。

2項財政安定化基金支出金は、存目でございます。

3項県補助金133万1,000円で、事業費の見込みにより44万5,000円の増でございます。

6款1項財産運用収入は、存目でございます。

7款1項一般会計繰入金1億1,107万2,000円は、介護給付費の見込みによる一般会計からの繰入金が多いため、1,098万6,000円の増です。

2項基金繰入金は、存目でございます。

8款繰越金、1項繰越金1,008万2,000円で、735万5,000円の増でございます。

9款諸収入の1項から4項及び10款の町債は、存目でございます。

歳入合計では6億9,150万円で、前年対比10.7%の伸びとなっております。

続きまして、108ページをお願いいたします。

歳出予算です。

1款1項総務管理費2,814万円で、人件費の増加により306万7,000円の増です。

2款1項介護サービス諸費6億4,361万円で、居宅介護及び施設介護サービス給付費の増によりまして6,114万円の増となっております。

2項高額サービス費1,239万円で、高額介護サービス費の実績見込みにより86万円の増で

ございます。

3 款 1 項介護予防事業費334万6,000円で、新たに二次予防事業対象者把握業務及び出張予防教室を実施するため、126万1,000円の増となっております。

2 項包括的支援事業・任意事業費284万3,000円で、介護用品給付事業の対象者がふえたことにより23万3,000円の増でございます。

4 款基金積立金は、存目でございます。

5 款 1 項償還金利子及び還付加算金16万8,000円で、保険料還付金が主なものです。

2 項積立金は、存目でございます。

6 款予備費は、前年度と同額の100万円です。

歳出合計では6億9,150万円でございます。

続きまして、130ページをお開きください。

浄化槽特別会計歳入予算です。

1 款 1 項分担金164万円は、前年度と同額で15基分の整備を予定しています。

2 款 1 項使用料1,690万円で、前年度設置分の使用料を見込み80万円の増加でございます。

3 款 1 項国庫補助金370万7,000円で、これにつきましても15基分の補助金を見込んでおります。

4 款 1 項県補助金302万円で、前年度と同額でございます。

5 款 1 項一般会計繰入金3,162万円で、170万3,000円の増でございます。

6 款 1 項繰越金1万円につきましては、前年度と同額です。

7 款諸収入の1項から3目については、存目となっております。

8 款 1 項町債880万円で、下水道事業債の借り入れで60万円の減でございます。

歳入合計では6,570万円で、前年対比4%の増でございます。

続きまして、131ページをご覧ください。

歳出予算でございます。

1 款 1 項管理費3,100万1,000円で、浄化槽保守点検業務の管理基数がふえたことにより169万5,000円の増でございます。

2 項工事費1,992万7,000円で、15基分の浄化槽設置工事を予定しております。

2 款 1 項公債費1,427万2,000円で、79万6,000円の増となっております。

3 款 1 項予備費50万円は、前年度と同額です。

歳出合計では6,570万円となっております。

続きまして、150ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計歳入予算です。

1款1項後期高齢者医療保険料4,341万7,000円は、均等割と所得割により広域連合が算出した金額で129万5,000円の減でございます。

2款1項手数料は、存目でございます。

3款1項一般会計繰入金2,362万1,000円で、保険基盤安定繰入金の増を見込み254万4,000円の増でございます。

4款1項繰越金65万3,000円で、5万1,000円の増です。

5款諸収入、1項から4目までは存目で前年度と同額でございます。

歳入合計では6,770万円で、前年対比2%の増となっております。

続きまして、151ページでございますが、1款1項総務管理費85万5,000円は、電算システムの使用料が主なもので、5万7,000円の増でございます。

2項徴収費34万5,000円は、保険料の算定処理委託費が主なもので3万7,000円の減でございます。

2款1項後期高齢者医療連合納付金6,583万8,000円で、保険料の増加に伴い122万9,000円の増でございます。

3款1項償還金及び還付加算金16万1,000円で、5万1,000円の増です。

2項繰出金は、存目です。

4款予備費50万円は、前年度と同額です。

歳出合計では6,770万円でございます。

以上で、平成26年度の一般会計及び各特別会計の補足説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（関 民之輔君） 説明を終わります。

本案の取り扱いにつき、審議する前に、総括質疑を行います。

9番、大岩君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩です。

26年度予算を精査する前に、参考資料として財産目録があるかと思うんですけれども、財産目録の配付をお願いしたいと思います。

固定資産とか、それから動産、車等について、多分、財産目録を作成してあると思いますので、その配付をお願いします。

○議長（関 民之輔君） 内藤財政管財班長。

○財政管財班長（内藤文雄君） ご質問の件でございますが、昨年度の、平成24年度の決算書についておりますが、それにかえることはできないものでございましょうか。

○議長（関 民之輔君） 大岩君。

○9番（大岩芳治君） 財産目録がないと、例えば動産についても、どのくらいの財産があつて、車が必要なのか必要ではないのかとか、いろいろな面で、長柄町の全体の財産の目録、これは当然それを見て、この予算書を精査しないと、必要なか必要でないのか、あるいは学校とか公共財産についても、そういう問題が発生すると思いますので、どのくらいの面積で、どのくらいの建物があつて、だからこの辺直すんだから、このくらいの修理費はかかるんだとか、そういうもので財産目録は必要かと思ひますけれども。

24年度の決算書の中の財産目録とは、若干違うんですよね。例えば、長生郡市の合併協議会のときには、長柄町の財産の全てを作成して皆さんと照合しながら、長柄町の、郡内の財産を統合して合併にのるんだと思うんですよ。

ですから当然、合併のときのように、本来であれば、複式会計であれば、当然つくつてあると思うんですけれども、複式会計でないにしても、バランスシートはともかくとしても、財産目録ぐらいは作成してあるんじゃないか。

それでないと、町の財産が紛失したか取得したかというのが、わからなくなってしまうんですよね。

○議長（関 民之輔君） よろしいですか。

内藤財政管財班長。

○財政管財班長（内藤文雄君） 先ほども申し上げましたが、24年度の決算ベースでは、決算書の末尾に財産、土地から車両まで全部載っておりますが、25年度分につきましては、ただいま執行中でございますので、時点がとられることが大変難しいものでございますから、一応24年度の、この決算書に載っているものでお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（関 民之輔君） 大岩君。

○9番（大岩芳治君） 24年度の決算書に、その残存価値とか、そういうものが載っていないんですよね。

ですから、車が何台、これがとかというのはあるんですけれども、その動産に対しての残存価値だとかって、そういうものが載っていないんですけれども、もしそういうのがあれば把握してもらいたいなと思うんですよ。

○議長（関 民之輔君） 田中総務課長。

○総務課長（田中武典君） ただいま大岩議員のご質問の中で、その残存価格に換算した金額を示した財産目録というものはございませんので、ただ取得年度とか、そういうものが、何年にこの車買ったとか、何年経過したと、そういうデータはございますけれども、残存価格という形では載ってございませんので、この辺についてはご了解いただきたいと思いますが。

○議長（関 民之輔君） よろしいですか。

大岩君。

○9番（大岩芳治君） ということは、行政が、その長柄町の、この全ての財産価値というものを把握していないという形になりますけれども、そういうことになりますけれども。いや私は、必要じゃないかと思うんですよ。

○議長（関 民之輔君） 内藤財政管財班長。

○財政管財班長（内藤文雄君） 議員さんのおっしゃっている意味は、何となくはわかりませんが、車両等につきましては、備品という整理でございまして、備品台帳等で、例月監査とか監査の際にも検査を受けておりますが、その他の土地とかその他の財産でございまして、議員さんおっしゃっていますのは、多分公会計制度で、その辺も公開しないといけないのではないかとおっしゃっていると思われませんが、まだうちのほうの町は簡易方式というのをういておりますので、そこまでの公開は求められていませんので公開しておりません。

○議長（関 民之輔君） よろしいですか。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） ほかに質疑ありませんか。

質疑ないようですから、これで総括質疑を終わります。

お諮りいたします。

本予算につきましては、各所管の常任委員会に付託の上、審査したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、それぞれの所管の常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

委員の皆様には、よろしく願いをいたします。

---

◎休会の件

○議長（関 民之輔君） 日程第17、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査及び各常任委員会開催のため、明日から13日まで休会としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 異議なしと認めます。

よって、明日6日から13日まで休会することに決定しました。

---

◎散会の宣告

○議長（関 民之輔君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

再開は3月14日午後3時といたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時30分

## 平成26年長柄町議会第1回定例会会議録

### 議事日程(第2号)

平成26年3月14日(金曜日)午後3時開議

日程第1 諸般の報告(議長の報告)

日程第2 議案第20号 平成26年度長柄町一般会計予算

議案第21号 平成26年度長柄町国民健康保険特別会計予算

議案第22号 平成26年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算

議案第23号 平成26年度長柄町介護保険特別会計予算

議案第24号 平成26年度長柄町浄化槽事業特別会計予算

議案第25号 平成26年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算

(委員長報告)

---

### 出席議員(12名)

1番	本吉敏子君	2番	池座輝美君
3番	山崎悦功君	4番	星野一成君
5番	山根義弘君	6番	月岡清孝君
7番	古坂勇人君	8番	吉原成君
9番	大岩芳治君	10番	神崎好功君
11番	篠原貞夫君	12番	関民之輔君

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	成嶋尚武君	副町長	鈴木誠一君
総務課長	田中武典君	住民課長	齊藤洋一君
事業課長	池上了次君	会計管理者	松本昌久君
総務企画班長	蒔田功君	財政管財班長	内藤文雄君
税務班長	若菜聖史君	保険住民班長	川島修君

健康福祉班長	石井正信君	産業振興班長	森田孝一君
地域整備班長	白井浩君	教育長	佐川和弘君
教育課長 兼学校給食 センター 兼農業委員 会事務局長	白石延弘君	生涯学習班長 兼公民館長	中村正隆君
	森田孝一君		

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	小林敬二	議会書記	若菜弘志
--------	------	------	------

---

開議 午後 3時00分

◎開議の宣告

- 議長（関 民之輔君） 本日はお忙しい中、お集まりをいただき、ご苦労さまでございます。  
ただいまの出席議員は12名全員であります。  
休会前に引き続き、直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎諸般の報告

- 議長（関 民之輔君） 日程第1、諸般の報告を行います。  
議長から報告いたします。  
本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。  
以上で諸般の報告を終わります。
- 

◎議案第20号～議案第25号の委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（関 民之輔君） 日程第2、議案第20号 平成26年度長柄町一般会計予算、議案第21号 平成26年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第22号 平成26年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算、議案第23号 平成26年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第24号 平成26年度長柄町浄化槽事業特別会計予算、議案第25号 平成26年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算、いずれも関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。  
本案件につきましては、さきに各常任委員会に付託してございますので、それぞれの常任委員会での審査の経過及び結果につきまして、各常任委員会の委員長に報告を求めます。  
初めに、総務事業常任委員会委員長、古坂勇人君。
- 総務事業常任委員長（古坂勇人君） 平成26年度予算審査、総務事業常任委員会委員長報告をいたします。

3月5日の第1回議会定例会において本常任委員会に付託されました案件は、3件でございます。

この審査のために、去る3月7日、委員会を開催し、執行部から担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いました。

これより、その審査の経過と結果についてご報告いたします。

付託されました議案は、議案第20号 平成26年度長柄町一般会計予算並びに議案第22号 平成26年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算及び議案第24号 平成26年度長柄町浄化槽事業特別会計予算についてであります。本議案については、全会一致で原案のとおり可決することと決定いたしました。

なお、審査の過程において当局から詳細な説明があり、質疑が行われましたので、その主なものを要約して申し上げます。

まず、「生命の森リゾート内の屋外観光トイレ整備は、町と県で500万の補助をするのか」との質問に対し、「県の事業であり、町を経由して補助金を交付するが、町としての負担はない」との答弁がありました。

次に、「都市農村交流事業費の需用費の光熱水費については、施設使用料を充当することだが、全額充当されるのか」との質問に対し、「光熱水費は雑入として計上している。費用は全て町名義で請求があるので、その分を交流センターの利用者からいただいている」との答弁がありました。

次に、「特別奨励作物栽培について、大豆とそばが本町の特別奨励作物であると思うが、そばを栽培する人はいないのか。また、大豆の栽培者8名で製造されるみその需要と供給のバランス、詳細を教えてください」との質問に対して、「そばに関しては個人で申請者はいない。大豆についても、近年みその需要が減少しているため、今後補助の対象になるか苦慮している部分はある」との答弁がありました。

次に、「茂原・長柄スマートインターチェンジ周辺道路の幅員構成について」との質問に対し、「現段階で確定はしていないが、スマートインターチェンジからの接続なので、最低でも道路構造令第3種4級という地方道路の整備基準、1車線当たり2.75メートル、2車線で5.5メートル、歩道幅員2.5メートルと考えられるが、今後地元と協議及び調整した中で決定する」との答弁がありました。

次に、「農業集落排水の脱水汚泥の年間排出量と用途は」との質問に対して、「年73回で1回当たり0.5トンを乾燥させ、土のう袋の半分程度の量を60袋と聞いている。また用途に

については、ダム周辺の桜の肥料として使用している」との答弁がありました。

次に、「茂原・長柄スマートインターチェンジ設置事業について、茂原市と長柄町とで負担金の割合は変わらないのか。また最終的な総額は幾らになるのか」との質問に対し、「負担率2分の1は茂原市との協定なので変更はないが、その他、市及び町独自の整備箇所もある。また、最終的な事業費については、現段階8億9,000万円を茂原市と長柄町で負担する事業としているが、そのうち3億から3億5,000万円を県の負担と見込んでいる」との答弁がありました。

次に、「経費の補助以外に、任意の団体に対して、毎年交付している補助金があると思うが、決算報告をしているのであれば用途について検証したらどうか」との質問に対し、「任意の団体に交付している補助金は、航空防除・農林商工祭りなどの用途内容は精査し検討されている」との答弁がありました。

次に、「住宅リフォーム補助金について詳しい説明を」との質問に対し、「事業費の10%、限度額が20万円、工事金額が30万円以上、町内の施工業者による等の要件があり、改築設備外構のほぼ全ての工事が対象となる」との答弁がありました。また、この質疑に関連し、「町内に建設全般を施工できる業者はいるのか。町内の大工に依頼して、下請で町外の業者を使用してもよいのか」との質問があり、「工事の一部を下請させることができるが、あくまでも町内業者の育成も兼ねている」との答弁がありました。

次に、「無線共聴施設設置事業費について、約500万円の経常経費がかかると聞いたが、26年度の予算額は119万円で、次年度以降も変更がないのか」との質問に対して、「26年度については保守契約がないためこの予算額であるが、27年度以降は保守の増額が見込まれる」との答弁がありました。

次に、「ながラングッズについて、どのようなものを作成するか。またTシャツなどの衣類の製作は考えているのか」との質問に対して、「25年度当初にはがきサイズのシールを5,000枚作成したが、在庫がわずかなので追加で5,000枚作成する。また、近隣の町ではTシャツを作成したが、販売経路の確保が厳しく、売り上げも振るわないと聞いているので、今後十分に検討したい」との答弁がありました。

次に、「臨時職員について、人数と対前年度比、また必要性は」との質問に対し、「人数は25年度をベースに見込んだ職員採用の関係もあるので、流動的な要素もあるが、予算編成時の状況に4名の増を見込んでいる。内訳は障害者雇用1名、保育士1名、事務職1名、土木職補助1名となっている。必要性としては、育児休業の補充等である」との答弁がありま

した。

次に、「路線バス等検討委員会について詳しい説明を」との質問に対し、「町内循環バスについて、総務企画班は路線等など運用について所管している。現在、こども園の園児の送迎、福祉センターの利用者の送迎、路線バスへの連絡を主としている。今の運用体系は必要最低限であり、平成22年からダイヤの改正は行っていない」との答弁がありました。また、この質問に関連し、「路線バス等検討委員会は、運行そのものについての部分であって、町全体の交通弱者を救済するという議論の場ではないのか」との質問があり、「運行している町民バスのダイヤ改正を検討する機関である。交通弱者の関係もあるので町で検討しているところである。どのような形で議論していくかは未定である」との答弁がありました。

次に、「空き家改修補助金と住宅リフォーム補助金の趣旨について」との質問に対して、「空き家バンクについては人口増対策、他市町村から本町へ呼び込みたいという意図がある。リフォームについては定住対策と町の商工業の活性化としての側面があり、方向性は同一で人口減少に歯どめをかける目的である」との答弁がありました。

次に、「軽自動車の滞納繰越分1万円となっているが、実際の徴収率はどの程度か」との質問に対し、「軽自動車税の収納率は現年分で95%、滞納繰越分については15%程度の徴収率である。滞納繰越金については想定が困難であることから、便宜上1万円とさせていただいている」との答弁がありました。

最後に、各所管の審査を終え、当委員会の終わりに当たり、委員、説明員全員の出席のもとに総会質疑を行いました。

その中で、「役務費、委託料、使用料等で長期継続契約について精査をして、積極的に活用していることを希望する」との要望があり、「浄化槽の維持管理や夜間警備等の全庁に関するものは、同一業者による長期継続契約を行い、経費節減に努めており、今後も活用していく」との答弁がありました。

以上のとおり、本委員会は審査・質疑等の結果を付し、付託されました平成26年度長柄町一般会計予算並びに平成26年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算及び平成26年度長柄町浄化槽事業特別会計予算は、全会一致で原案のとおり可決することと決定いたしました。

以上をもちまして、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（関 民之輔君） ご苦労さまでした。

次に、住民教育常任委員会委員長、月岡清孝君。

○住民教育常任委員長（月岡清孝君） 平成26年度予算審査、住民教育常任委員会委員長報告

をいたします。

3月5日の第1回議会定例会において、本常任委員会に付託されました案件は、議案4件でございます。この審査のために、去る3月7日、委員会を開催し、執行部から担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いました。これより、その審査の経過と結果についてご報告いたします。

付託されました議案は、議案第20号 平成26年度長柄町一般会計予算、議案第21号 平成26年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第23号 平成26年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第25号 平成26年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。本議案については、賛成全員で原案のとおり可決することと決定をいたしました。

なお、この審査の過程において、当局から詳細な説明があり、質疑が行われましたが、その主なものを要約して申し上げます。

学校教育班の審査では、「4月から消費税が3%引き上げられるが、給食費について据置きか」との質問に対し、「給食費については今年度と同様の額で26年度も行います。消費税が再度上がりますので、27年度に向けて給食費は検討していきたいと思います」との答弁がありました。

次に、「小学校・中学校へ防犯用侵入検知器の設置について、どこの学校に何カ所つけるのか」との質問に対し、「校門のところに人感センサーを設置し、通り抜けたところで職員室に設置のブザーが鳴るようになります。防犯カメラは既に設置してありますので、映像を職員室で確認し、怪しい人か大丈夫な人かを判断します」との答弁がありました。

生涯学習班の審査では、「公民館委託料で施設管理業務をシルバーに委託してどんな仕事をするのか」との質問に対し、「夜間に公民館を使う場合、17時から21時まで開館します。現在職員が鍵の開け閉めを行っていますが、そちらをシルバーに委託することになりました」との答弁がありました。

次に、「駅伝大会の報償費ですが、細かく分けて説明願いたい」との質問に対し、「駅伝大会の商品ですが、平成25年度で好評だった、優勝にお米30袋、準優勝に自然薯30組、第3位に町特産品野菜の詰め合わせ30組。なお、参加賞として、「ながラン」入りのタオルを平成26年度は計画しています。また、おにぎりセット、豚汁も用意する予定です」との答弁がありました。

保険住民班の審査では、「国保の課税世帯、介護の第1号被保険者数、後期高齢者の普通徴収と特別徴収の見込み人数を説明願いたい」との質問に対し、「後期高齢者医療は、被保

険者数が1月末現在1,211人で、うち約1,000人が特別徴収、200人が普通徴収となっています。介護保険については、2月末現在で第1号被保険者数は2,423人、うち65歳以上75歳未満が1,170人、75歳以上が1,253人です。国民健康保険は、26年3月末で1,485世帯、被保険者数としましては、2,551人ほど見込んでおります」との答弁がありました。

次に、「特別会計の国保、介護、後期高齢者医療では、住民税非課税世帯が低所得者層と言われると思いますが、所得基準は同じか」との質問に対し、「国民健康保険の場合は自己負担限度額の低所得の概念は住民税非課税世帯が基本になります。国保税につきましては住民税非課税世帯が対象の7割軽減と5割軽減と2割軽減の3段階の低所得の概念があります。介護保険については第6段階まであり、第1段階、第2段階が一番低い保険料になります。第1段階では、生活保護受給者と老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方。第2段階では、世帯全員が町民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万以下の方になります。後期高齢者医療では、現役並み所得者、一般低所得者2、低所得者1の4区分があります。一番低いのは、低所得者1になり、世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の個々の所得がゼロ円となる被保険者の方です」との答弁がありました。

健康福祉班の審査では、「こども園の正職員と臨時職員の待遇に差があると思うがいかがか」との質問に対し、「昨年度時給単価を上げたところですが、2012年に労働契約法が改正されたりして、世の中の流れとしては、正規雇用も非正規雇用も同一労働・同一賃金の原則に向かいつつあると思います。こども園が円滑に運営できるよう、臨時職員の待遇に配慮してまいります」との答弁がありました。

次に、「安全の観点から、台風などでこども園を休園にすることはあるのか」との質問に対し、「保護者は子供を預けて仕事に行きますので、急に休園することはできません。保育士がこども園に来られるような状況なら休園はいたしません」との答弁がありました。

最後に、各所管の審査を終え、当委員会の終わりに当たり、委員、説明員全員の出席のもとに総括質疑を行いました。

その中で、「こども園の保育料減免、免除の対象の拡大は考えないのか」との質問に対し、「基本的には負担能力がある者がその能力に応じて負担していただくのが大原則ですが、子ども・子育て会議で子育て支援について全般的に検討することになりますので、その中で結論を出していきます」との答弁がありました。

以上のとおり、本委員会は審査・質疑等の結果を付し、付託されました平成26年度長柄町一般会計予算、平成26年度長柄町国民健康保険特別会計予算、平成26年度長柄町介護保険特

別会計予算、平成26年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算は、いずれも全会一致で原案のとおり可決することと決定しました。

以上をもちまして、住民教育常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（関 民之輔君） ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑は、審査経過と結果に対する質疑にとどめ、付託されました議案に対し、町執行部に質問することはできないことになっておりますので、ご了承ください。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第20号 平成26年度長柄町一般会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第20号は議案のとおり可決されました。

議案第21号 平成26年度長柄町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第21号は議案のとおり可決されました。

議案第22号 平成26年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第22号は議案のとおり可決されました。

議案第23号 平成26年度長柄町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第23号は議案のとおり可決されました。

議案第24号 平成26年度長柄町浄化槽事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第24号は議案のとおり可決されました。

議案第25号 平成26年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（関 民之輔君） 挙手全員。

よって、議案第25号は議案のとおり可決されました。

---

### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（関 民之輔君） 以上で、本定例会の会議に付議されました事件は全て終了いたしました。

よって、会議附則第7条の規定により、閉会したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 民之輔君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成26年長柄町議会第1回定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

閉会 午後 3時30分

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成26年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員